現　場　説　明　書

工　事　名　国立青少年教育振興機構

国立淡路青少年交流の家ライフライン改修工事

国立青少年教育振興機構財務部施設管理課		
課　長	施設管理課	担　当

１ 工事名　　国立青少年教育振興機構
　　国立淡路青少年交流の家ライフライン改修工事

２ 工事場所　兵庫県南あわじ市阿万塩屋町７５７－ ３９（国立淡路青少年交流の家構内）

３ 完成期限　令和７年２月２８日（金曜日）

４ 一般事項
現場説明書の適用方法
(1) ・印で始まる事項については、○印を付した事項のみ適用する。
(2) 文中及び表中の各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については記入してある事項のみ適用する。
(3) ═══印又は×印で抹消した事項は全て適用しない。

５ 施工に関する事項
(1) 工事用地
範囲は監督職員と協議の上決定し、使用にあたっては「工事用地使用許可願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。ただし、工事用地の借料は無償とする。

(2) 仮設物の設置等
① 仮設建物等
仮設建物等を設置するときは、「仮設物設置許可願」を監督職員に提出して発注者等の承諾を得ること。
② 障害物の撤去又は移設
障害物の撤去又は移設をするときは、監督職員の指示により行うこと。
③ 仮囲い等
仮囲い等を設けるときは、監督職員の指示により行うこと。
④ 監督職員事務所
・設ける（　　号）　⊙設けない

号	1	2	3	4	5	6
規 模（㎡）	１０ 内 外	２０ 内 外	３５ 内 外	６５ 内 外	１００内外	

⑤ 仮設物の維持管理等
仮設物は、施工、監督及び検査に便利かつ安全な材料構造でかつ関係法規に準拠して設置するものとし、常に維持保全に注意すること。
⑥ 墜落制止用器具の着用について
労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」（平成31年1月25日厚生労働省告示第11号）による墜落制止用器具（フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等）とする。
⑦ その他
ａ）工事期間中、近隣住民等第三者には、十分注意を払うこと。
ｂ）既存施設や道路等を汚損もしくは破損したときは、速やかに監督職員と協議の上原状に復するものとする。
ｃ）撤去工事における騒音、塵埃等には十分注意し、必要に応じて養生等の処置を講ずること。
ｄ）工事車両等の運行にあたっては、安全対策について、監督職員と十分協議の上事故防止に努める。

(3) 工事用電力等

① 工事用電力、電話、給水、排水等は受注者において手続きの上設置し、その費用及び使用料は受注者の負担とする。

② 工事用電力

・電力会社と協議の上引き込む　　⊙構内より分岐できる

③ 工事用電話

・構外より引込む。　　⊙携帯電話にて対応する

④ 工事用給水

・構外より引込む。　⊙構内より分岐できる。　・さく井する。　・

⑤ 工事用電力、電話、給水の引き込み位置~~は別図により~~、排水は~~別図又は~~監督職員の指示による。

⑥工事に際して、学内の上水道、下水道施設を使用するときは「上(下)水道使用願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。

⑦ その他

工事用電力、工事用給水を構内より分岐する場合は、受注者の負担において電力量計、量水器を設置し、料金は国立淡路青少年交流の家へ納入する。

(4) 工事写真等

① 工事写真等

工事写真等は、文部科学省が定めた「工事写真撮影要領」により撮影し、次表のものを提出すること。

区　　分	大　き　さ	種　　類	組
~~敷地状況写真~~	~~サービス判~~	~~カ　ラ　ー~~	~~1組~~
工　事　写　真	サービス判	カ　ラ　ー	1組
~~完　成　写　真~~	~~サービス判~~	~~カ　ラ　ー~~	~~1組~~

※ 完成写真はファイルし、表紙に工事名、工期を記入し、撮影方向等を明示した配置図、平面図を添付すること。

② その他

質疑回答書、現場説明書、特記仕様書及び設計図（発注図）のＡ３版２つ折り仮製本を２部提出すること。

(5) その他

~~鍵は、各組（一組は同一鍵３本）毎に鍵札（アクリル製）を付け、キープラン及び鍵リストを添えて鍵箱（鍵掛け付き）に納めて提出すること。~~

6 契約に関する事項

(1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構工事請負契約基準（以下、「基準」という。）の運用

①基準第３の規定による、

工事費内訳明細書
- ⊙　提出する。
- ・　提出しない。

工　　程　　表 ⊙　提出する。
・　提出しない。

② ~~基準第25第1項の規定により請負代金額の変更を請求する場合は、発注者又は受注者から請求のあった日から起算して、残工事の工期が2月以上ある場合とする。~~

③ ~~基準第25第2項の残工事代金額を算出する根拠となる残工事量を確認する場合において、工事の工程が受注者の責により遅延していると認められる場合は遅延していると認められる工事量を残工事量に含めないものとする。~~

④ 基準第29第4項にいう「請負代金額」とは、損害を負担する時点における請負代金額をいう。

⑤ 天災、その他不可抗力による1回の損害合計額が前項にいう請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を越えるときは20万円）に満たないものは損害合計額とみなさないものとする。

(2) 契約の保証について

落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、次の①から⑦のいずれかの書類を提出しなければならない。

① 契約保証金として納付するものが、現金の場合は、保管金領収証書及び契約保証金納付書

ア　保管金領収証書は、　三菱ＵＦＪ銀行渋谷支店　に契約保証金の金額に相当する金額の現金を払い込んで交付を受けること。

イ　保管金領収証書の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構　出納責任者　山口　圭吾**と記載するように申し込むこと。

ウ　請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

エ　受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、契約保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ　受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金払渡請求書を提出すること。

②　契約保証金の納付に代わる担保が、国債（国債に関する法律の規定により登録された国債を除く）、政府の保証のある債券、銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券、日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前
の日本電信電話公社が発行した債券で政府の保証のある債券以外のもの、地方債及び独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める社債の場合は、政府保管有価証券払込済通知書及び契約保証金納付書

ア 政府保管有価証券払込済通知書は、　三菱ＵＦＪ銀行渋谷支店　に契約保証金の金額に相当する金額の当該有価証券を払い込んで、交付を受けること。

イ 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構　出納責任者　山口　圭吾**と記載するように申し込むこと。

ウ 請負金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

エ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保管有価証券は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、

超過分を徴収する。

オ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

③ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関が振り出し又は支払を保証した小切手、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形である場合は、当該有価証券及び契約保証金納付書

ア 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

イ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該有価証券は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ウ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

④ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関に対する定期預金債権の場合は、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面及び契約保証金納付書

ア 当該債権に質権を設定し提出すること。

イ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機の指示に従うこと。

ウ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該債権は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

エ 受注者は、工事完成後、**独立行政法人国立青少年教育振興機構　理事長　古川　和**から当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面の返還を受けるものとする。

⑤ 債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書及び契約保証金納付書

ア 債務不履行による損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

イ 保証書の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構　理事長　古川　和**と記載するように申し込むこと。

ウ 保証債務の内容は、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

エ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

オ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。

カ 保証期間は、工期を含むものとすること。

キ 保証債務履行請求の有効期間は、保証期間経過後6カ月以上確保されるものとすること。

ク 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

ケ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、金融機関等から支払われた保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

コ 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成後、**独立行政法人国立青少年教育振興機構　理事長　古川　和**から保証書（変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還すること。

⑥ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

ア 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険である。

イ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。

ウ 保険証券の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構　理事長　古川　和**と記載するように申し込むこと。

エ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

オ 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。

カ 保険期間は、工期を含むものとすること。

キ 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

ク 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保険金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

⑦ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

ア 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。

イ 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構　理事長　古川　和**と記載するように申し込むこと。

ウ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

エ 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。

オ 保証期間は、工期を含むものとすること。

カ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

キ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(3) 工事請負代金債権の債権譲渡

この工事の受注者は、下請セーフティーネット債務保証事業又は地域建築業経営強化融資制度のいずれかに係る融資を受けることを目的として、工事請負代金債権の債権譲渡を申し出ることができるものとする。

(4) 下請契約の締結

受注者は、下請負人を使用する場合は、「建設工事標準下請契約約款」(昭和52年4月26日中央建設業審議会決定)に準拠した適切な下請契約を締結すること。また、「建設業法令遵守ガイドライン（第5版）-元請負人と下請負人の関係に係る留意点-」(平成29年3月国土交通省土地・建設産業局建設業課)により適切な取引をすること。

(5) 建設産業における生産システム合理化指針の遵守等について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成3年2月5日付け建設省経構発第2号の3建設省建設経済局長通知）において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。また、下請代金の支払については発注者から受取った前払金の下請建設業者に対する均てん、下請代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等その適正化について特段の配慮をすること。

(6) 監督職員の権限

基準第９第２項第１号から第３号に示す範囲とする。

(7) 請負代金の支払

請負代金~~（前払金及び中間前払金を含む）~~は、受注者からの適法な支払請求書に応じて独立行政法人国立青少年教育振興機構財務部財務課から１回~~以内~~に支払うものとする。

~~(8) 請負代金の前払い~~

~~公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の4」以内の額の前払金を請求することが出来る。また、前払金の支払を受けた後、公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の2」以内の額の中間前金払を請求することができる。~~

(9) 工事関係保険の締結

この工事の受注者は、速やかに、次の付保条件により、建設工事保険契約（共済その他これに準じる機能を有するものを含む。）締結すること。

① 保険対象

工事請負契約の対象となっている工事全体とすること。

② 保険契約者

受注者とすること。

③ 被保険者

発注者並びに受注者及びそのすべての下請負人（リース仮設材を使用する場合には、リース業者を含む。）とすること。

④ 保険金額

請負代金額と同額とすること。ただし、支給材料又は貸与品の価額が算入されていないときはその新調達価額を加算し、保険の目的に含まれない工事の費用（解体撤去工事費、用地費、補償費等をいう。）が算入されているときはその金額を控除すること。

⑤ 保険金支払額の控除額（免責額）

請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を超えるときは20万円）未満とすること。

⑥ 保険金請求者

受注者とすること。

⑦ 保険期間

工事着手の日から工事目的物の完成引渡しの日までの期間とすること。

⑧ 特約条項

~~ア 同一発注者による同一工事場内における分離発注工事の隣接工区受注者相互間の求償権不行使特約を付帯すること。~~

~~イ 水災危険担保特約を付帯すること。~~

ウ 次の付保条件により、損害賠償責任担保特約を付帯（請負業者賠償責任保険その他これに準じる機能を有するものを付保することを含む。）すること。

（ア） 対人賠償保険金額は、1名につき1億円以上かつ1事故につき10億円以上とすること。

（イ） 対物賠償保険金額は、1事故につき1億円以上とすること。

（ウ） 発注者受注者相互間の交差責任担保特約を付帯すること。

~~（エ） 分離発注工事の隣接工区に対する賠償責任担保特約を付帯すること。~~

⑨ その他

ア ここで示す付保条件は、工事関係保険として最低限必要と思われる付保条件であり、受注者が受注者の判断でこれ以上の付保条件で工事関係保険を付保することを妨げるものでない。ただし、当該付保条件についても発注者が指示したものとみなす。

~~イ 建物の建築工事の受注者は、分離発注される当該建物の付帯設備工事の受注者と協議の上、建築工事の受注者が保険契約者となり、付帯設備工事の受注者を被保険者に加え、一括して建設工事保険契約を締結することも可能である。~~

ウ 受注者が工事関係保険契約を締結したときは、遅滞なく、その保険証券を発注者に提示すること。ただし、総括契約方式による付保の場合は、保険会社の引受証明を発注者に提示すること。

エ 工事関係保険契約締結後に設計変更等により工事期間又は請負代金額に変更を生じた場合などには、速やかに、付保条件について変更の手続をとること。

7 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

(1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構が発注する建設工事（以下「発注工事」という）において、暴力団員、暴力団員準構成員又は暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という）による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

(3) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

8 その他

(1) 工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）への登録

この工事の受注者は、工事契約内容及び施工内容について契約締結後10日以内に、登録内容に変更があったときは登録内容に変更が生じた日から10日以内に、完成引渡しについて完成引渡し後10日以内にそれぞれの情報を財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）への登録すること。

(2) 公共事業労務費調査への協力

毎年定期的に実施される公共事業労務費調査への協力を依頼することがあるので、労働基準法第108条による賃金台帳を整備しておくこと。

なお、賃金台帳の整備にあたっては、全国建設業協会刊「建設現場の賃金管理の手引き」によること。

(3) 建設業退職金共済制度について

① 建設業退職金共済組合に加入するとともに、その建設業退職金共済制度の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。

② 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。

③ 掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあっては，工事請負契約締結後原則40日以内）に，発注者に提出すること。

~~(4) 工事成績評定について~~

~~この工事は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（令和元年10月18日閣議決定）に基づき、文部科学省が定めた工事成績評定要領（平成20年1月17日付け19文科施第370号）による工事成績評定の対象工事である。~~

~~(5) ワンデーレスポンスの実施について~~

~~本工事はワンデーレスポンスの実施対象工事である。~~

~~① ワンデーレスポンスとは、発注者からの質問、協議に対して、発注者は、基本的に「その~~

~~日のうちに」回答するよう対応することである。なお、即日回答が困難な場合に、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうちに」することを含むものとする。~~

~~② 受注者は、実施工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。~~

~~③ 受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。~~

~~(6) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について~~

~~① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上定める。~~

~~② 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。~~

(7) 現場代理人の工事現場における常駐の緩和について

① 基準第10第3項に規定する現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないとは、以下のものとする。

ア 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。）。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上、定める。

イ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、発注者に通知した日とする。

ウ 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。

エ 工事現場において作業等が行われていない期間。

② 基準第10第3項に規定する発注者との連絡体制が確保されるとは、発注者又は監督職員と携帯電話等で常に連絡が取られること、かつ、発注者又は監督職員が求めたときは、工事現場に速やかに向かう等の対応が取られることとする。

③ その他請負契約の締結後、監督職員と協議の上、現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間を定める。

~~(8) 建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の工事における取扱いについて~~

~~本工事は、建設業法第２６条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を認めない。~~

~~① 本工事において、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特定監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下のア～クの要件を全て満たさなければならない。~~

~~ア 建設業法第26条第３項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。~~

~~イ 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定品目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。~~

~~ウ 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。~~

~~エ 同一の特定監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に２件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に~~

~~一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る）については、これら複数の工事を一の工事とみなす）~~

~~オ　特例監理技術者が兼務できる工事は○○地域内（例：○○市、○○市及び○○町）の工事でなければならない。~~

~~カ　特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立合等の職務を適正に遂行しなければならない。~~

~~キ　特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。~~

~~ク　監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。~~

~~②　本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する事となる場合、前項ア～クの事項について確認できる書類を提出すること。~~

~~③　本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。~~

~~(9) 特別重点調査を受けた者との契約について~~

~~「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成21年3月31日大臣官房文教施設企画部長通知）に基づく特別重点調査を受けた者との契約については、その契約の保証については請負代金の10分の3以上とし、前払金の割合については、請負代金額の10分の2以内とする。ただし、工事が進捗した場合の中間前払金及び部分払の請求を妨げるものではない。~~

(10) 引渡し後点検について

受注者は、完成引渡し後１年経過を目途に、施設の不具合の有無等について点検を行うものとする。

(11) 設計図書の取扱い

本工事の設計図書の取扱いは以下によるものとする。

① 図書の取扱い、保管は、善良なる管理者の注意義務を負うことに同意すること。

② 目的以外の使用は禁止とすること。

③ 図書を複写する場合、その部数は必要最低限とし、複写した図書は用済み後責任を持って確実に処分すること。

(12) デジタル工事写真の小黒板情報電子化について

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入及び工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事で受注者がデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上でデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。対象工事では、以下の①から③の全てを実施することとする。

なお、本項に規定していない事項は「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」に準ずる。

①　必要な機器・ソフトウェア等の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）については、「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」の「2.1.2 形状、寸法、仕様等の確認方法2. 」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認機能（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、対象工事での使用機器について提示するものとする。

②　デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を

電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」の「2.1.2形状、寸法、仕様等の確認方法 2. 」による。

なお、対象工事において、「小黒板情報電子化」と「小黒板を被写体に添えての撮影（従来の方法）」を併用することは差し支えない（例えば、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、使用機器の利用が困難な工種が想定される）。

③　小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、②に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_degital.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

国立青少年教育振興機構
国立淡路青少年交流の家 ライフライン改修工事

図　面　リ　ス　ト

No	図　面　名　称	縮　尺	No	図　面　名　称	縮　尺
A-00	表紙・図面リスト	NON	A-11	談話棟　便所廻り平面詳細図（改修前・改修後）	A1:1/50 A3:1/100
A-01	特記仕様書①	NON	A-12	宿泊Ａ棟　便所廻り平面詳細図（改修前・改修後）	A1:1/50 A3:1/100
A-02	特記仕様書②	NON	A-13	宿泊Ｂ棟　便所廻り平面詳細図（改修前・改修後）	A1:1/50 A3:1/100
A-03	特記仕様書③	NON	A-14	食堂棟　非常用発電機室廻り平面詳細図（改修前・改修後）	A1:1/50 A3:1/100
A-04	特記仕様書④・工事区分表	NON	A-15	食堂棟　非常用発電機室廻り矩計図（改修前・改修後）	A1:1/30 A3:1/60
A-05	案内図・配置図	A1:1/1000 A3:1/2000	A-16	講堂・食堂棟　建具配置図・建具表（改修前・改修後）	A1:1/200,50 A3:1/400,100
A-06	講師棟　平面図	A1:1/100 A3:1/200	A-17	トイレブース詳細図（改修後）	A1:1/50 A3:1/100
A-07	講堂・食堂棟　地階・１階平面図	A1:1/100 A3:1/200	A-18	食堂棟　非常用発電機室廻り展開図（改修前・改修後）	A1:1/50 A3:1/100
A-08	談話棟　平面図	A1:1/100 A3:1/200	A-19	部分詳細図	A1:1/5,10,15,20 A3:1/10,20,30,40
A-09	宿泊Ａ棟　平面図	A1:1/100 A3:1/200	A-20	浴室棟　ボイラー廻り平面詳細図（改修前・改修後）	A1:1/50 A3:1/100
A-10	宿泊Ｂ棟　平面図	A1:1/100 A3:1/200			

令和　６　年度
独立行政法人国立青少年教育振興機構

特記事項 及 凡　例		設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務（建築・設備）	施設管理課長	施設管理課	事務所名 株式会社フタバ設計 管理建築士　坂本　哲也 一級建築士登録　第108765号	工事名 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 ライフライン改修工事 A1：NON A3：NON
			独立行政法人 国立青少年教育振興機構			図面名 表紙・図面リスト A-00

国立青少年教育振興機構
国立淡路青少年交流の家 ライフライン改修工事設計図

工 事 概 要

1．工 事 名 称	国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 ライフライン改修工事
2．工 事 場 所	兵庫県南あわじ市阿万塩屋町７５７－３９
3．地 域 ・ 地 区	用 途 地 域：都市計画区域内 （区分区域非設定） 防 火 地 域：指定なし その他の区域等：国立公園内第２種特別地域 指 定 建 蔽 率：６０％ ／ 指 定 容 積 率：２００％
4．工 事 概 要	図示
5．敷 地 面 積	１６３，６６１．００㎡
6．工 期	契約書による

特 記 仕 様 書

※．各項目は○印を採用する。

章	項 目	特 記 事 項
1 一般共通事項	① 適 用 範 囲	○この特記仕様書は、「国立淡路青少年交流の家 ライフライン改修工事」に適用する。 ○図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編、電気設備工事編、機会設備工事編）最新版、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）最新版（以下、標準仕様書という）による。 ○設計図書の優先順位は原則として次の順位とする。 ①．質疑応答書（②から⑤に対するもの） ②．現場説明書 ③．特記仕様書 ④．設計図面 ⑤．標準仕様書
	② 工 事 の 記 録	○工事写真は、（社）公共建築協会編「工事写真撮影ガイドブック」（建築工事編）最新版 による。
	③ 施 工 管 理	○現場代理人は本現場に常駐勤務すること。
	④ 施工管理技術者	○建設業法第２６条の基準により、監理技術者及び主任技術者の有資格者を適切に配置すること。
	⑤ 電気保安技術者	○必要に応じて、電気保安技術者を選任すること。
	⑥ 施工中の安全確保及び環境保全	○工事の施工に伴う災害及び公害等の防止は、関係法令に基づき適切に処理すると共に、特に次の事項を遵守しなければならない。 １．第三者に影響を及ぼさない ２．災害及び公害の防止に努める ３．災害や公害の恐れがある場合は、その処理について監督職員と協議して適切に処理を行う。
	⑦ 交通安全管理	○交通誘導員は、道路面の仮設出入り口前に常時最低１名以上を配置する。 ○コンクリート打設時や土砂搬出時などの工事車両が多い日、重機搬入時などの周辺道路への影響が想定される日時には、主要交差点に交通誘導員を増員するなどし、交通安全対策を実行すること。 ○交通誘導員の配置については、監督職員と打ち合わせを行い、承諾を得た上で、適切に実行すること。
	⑧ 材 料 の 品 質 等	○仕上材料、金物類及び建具において、監督職員が指示するものについてはその色柄等の見本を提出する。 ○受注者事務所内に、施工図等及び見本専用の棚を設け、監督職員が常時閲覧できるようにする。
	⑨ 材 料 の 検 査 等	○本工事に使用する材料の内、設計図書に定められたもの又は監督職員の指示のあるものは、その試験成績表を提出するか又は監督職員の認める試験所で試験を行い、監督職員の確認を受けなければならない。 なお、試験に要する費用は全て受注者の負担とする。
	⑩ 技 術 検 査	○下記事項については監督職員の立会及び検査を受けなければならない。 なお、検査に要する費用はすべて受注者の負担とする。 ○杭施工時における試験立会 ○基礎及び各部位の配筋完了時における配筋検査 ○重量鉄骨の原寸検査立会、建て方完了後の現場検査立会 ○工事中間検査（必要に応じて各工程の完了時に行う） ○各種仕上検査 ○各種製品検査 ○工事完了検査（竣工検査）
	⑪ 施 工 図	○工事に先立ち現況建物を実測、寸法を確認の上、設計図書に基づき遅滞なく施工図を作成し、監督職員の承諾を得たのち施工する。
	⑫ 契約後の異議	○見積りは現場を確認の上、設計図書により、項目・数量等詳細に見積り、契約後は一切の異議を認めない。
	⑬ 質 疑 事 項	○書面にて提出し、監督職員の確認、承諾を受けること。
	⑭ 軽 微 な 変 更	○設計図書に標準的な部分を表示した場合、これに準ずる他の部分も標準的な部分に見做って施工するものとする。 ○納まり、取合いのための変更、または多少の員数の増減等、軽微な変更は請負金額の範囲内において施工するものとする。
	⑮ 近隣への対応	○騒音、振動、塵埃、飛散物、地盤沈下、道路損害、通行障害、その他近隣に対し損害が発生しないよう十分対策を行うと共に各種法令を尊守し、関連官公庁の指導を受けて施工に当たり、工事完成に支障がないように努めること。

	○第三者から苦情の申し出及び家屋等に損害を与えた場合は、請負者により、その都度誠意を持って話し合いにあたり、速やかに改善の措置をとり、直ちにその経緯を監督員に報告すること。また、費用が発生した場合は請負者の負担とする。 ○請負者は運搬操作従事者の交通安全意識の高揚をはかるため、ダンプカー協会加入者を使用するように努めると共に、工事用資材の運搬に当たっては、過積載の無いようにすること。
⑯．地下埋設物等	○受注者は、施工に際して、あらかじめ予想される給水管、排水管、ガス管、ケーブル等の地下埋設物、及び電柱電線等架線構造物の管理者と現地立会いの上、当該物件の保全対策について打ち合わせを行い、事故の防止に努める。 ○前項の保全対策の記録を打ち合わせ事項を記録し、写しを監督職員に提出し、内容を報告する。
⑰．障害物の処理	○施工上支障となる障害物の処理については、障害物の概要を図面等にまとめ、処理方法の提案を盛り込んだ処理計画案を作成し、監督職員と打ち合わせを行い、監督職員の指示により、適切に対応する。
⑱．設備工事との取合い	○特記仕様書の工事区分表によるほか、各担当者と協議を行うこと。
⑲．防水保証等	○建物の防水保証として、工事受注者、防水工事施工会社、防水材メーカーの３社連名で、引き渡し日を起算とした１０年間の防水保証書を作成し、提出すること。 ○屋根工事の漏水保証として、工事受注者、屋根工事施工会社、金属屋根加工メーカーの３社連名で、引き渡し日を起算とした１０年間の防水保証書を作成し、提出すること。
⑳．申請手続き等	○本工事の施工及び建物使用開始に必要な申請手続き等は全て受注者が行う。 ただし、建築物の確認申請、中間検査、及び完成検査の申請手続きは、工事監理者が行う。 ○申請手続きに必要な費用は、建築物の確認申請関係を除き、全て受注者の負担とする。
㉑．解体時の注意	○解体に際しては周辺環境に十分配慮し、使用する重機は低騒音低振動タイプとし、解体時には挟がたたないよう水を散布しながら解体し、騒音防止及び粉塵飛散防止を目的とした養生を行うこと。 ○内部撤去に関しては最善の注意をはらい施工し、既設構造体が破損した場合は速やかに復旧を行うものとし、復旧に必要な費用は全て受注者の負担とする。 ○非飛散性のアスベスト含有建材の除去については、除去作業前に他の場所と隔離し、除去作業者に呼吸用防護服、防護メガネなどを着用させ、作業中に散水その他の方法により湿潤状態で除去するなど、適切に処分すること。
㉒．発生材の処理等	○原則として、解体材、発生材については場外処分とする。 ○「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律」に基づいて、必要な届出、及び適正な分別処分を行うこと。 ○解体材、発生材の内、現場において再利用を図るもの、再生資源の利用を図るものは、監督職員と打ち合わせを行い、承諾を得た上で、再生資源の利用の促進に関する法律等関係法令に基づき、適切な届出及び再利用を行うこと。 ○解体材、発生材の場外処分に当っては、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱等の関連法令に従って適正に行い、関係法規に基づく届出等の写しを監督職員に提出し、内容を報告する。 ○特別管理産業廃棄物が発生した場合、関連法規に基づき適正に処理を行い、関係法規に基づく届出等の写しを監督職員に提出し報告する。 ○産業廃棄物管理票は、整理して竣工後に他の提出書類と共に提出する。
㉓．施工数量調査	○工事に先立ち、施工数量調査を行う。 ○調査範囲：外壁・外部柱・外部梁・外部軒天等 及び 内壁 ○調査方法：目視及び打診（マーキング等を行うこと） ○施工数量調査は、監督職員の検査を受け、調査後は監督職員に報告書を提出する。
㉔．提 出 書 類	

分 類	提出書類名	部数
着工前 契約書関係	社内検査員届	1
	ＣＯＲＩＮＳ登録（受注時）写し	1
	施工体制台帳	1
	現場代理人・技術者台帳	1
	建設リサイクル法に関する届出書（対象工事のみ）	2
施工関係	施工計画書 （正・副）	各 1
	・工事概要 ・実施工程表 ・現場組織表	
	・施工要領書 ・緊急時対策 ・搬入計画	
	・交通管理 ・安全管理 ・仮設計画書	
	・環境対策書 ・品質管理書 ・廃棄物業者名	
	・その他	
	材料メーカーリスト	1
	総合施工計画書・工種別施工計画 （正・副）	各 1
	施工承認図及び材料承認図書 （正・副）	各 1
	打合せ議事録	1
完成図書	※竣工図及び完成施工図	1
	・Ａ２・Ａ３縮小版製本（業者リスト・使用材料・ﾒｰｶｰﾘｽﾄ綴込み）	各 2
	・施工図製本（業者リスト・使用材料・メーカーリスト綴込み）	1
	・ＣＤ－Ｒ（ＴＩＦＦ ｏｒ ＪＷＷ又はＤＸＦ形式）	1
	検査試験成績書・材料出荷証明書	1
	保証書	2
	産業廃棄物関係	1
	・マニュフェスト（写） ・集計表 ・委託契約書（写）	
	・運搬業者及び処理業者の許可書（写）・車検証（写） ・フロー図	
	工事写真	1
	※竣工写真アルバム（専門家撮影による）	1
完了検査関係	社内検査完了通知及び検査願い	1
	社内検査成績書	1
	ＣＯＲＩＮＳ データ登録	1
引継図書関係	※取り扱い説明書	1
	※官公庁届書控	1
	※監督員が指示するキーボックス	2
その他監督員が指示する物		

㉕．化学物質関係について	○内部工事に用いる建築材料（躯材・家具・設備材料・接着剤・塗料等）の選定において、ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物を発散するおそれの少ないものに考慮し、事前に監督職員に仕様書、成分表、試験成績表等を提出し承諾を受けること。 ○規制対象の建材（木質躯材・壁紙・ホルムアルデヒドを含む断熱材、接着材、塗料、仕上げ塗材等）は、内装仕上げに使用するものは、Ｆ☆☆☆☆以上とし、天井裏、床下等に使用するものはＦ☆☆☆以上、家具等についてはＦ☆☆☆☆以上とする。 ○本工事完成後、指定第三者機関において、化学物質濃度測定を行う。 ○測定方法及び合否判定基準は、シックハウス環境衛生基準関係による方法及び基準を準用する。 ○測定箇所は、別図に示す。 ○本工事完了後、完了検査前に測定を実施し、検査時に測定結果を提出し、基準値以下の確認をすること。 ○測定結果が基準値を超えた場合は、原因を確定し、必要な軽減措置を実施する。 基準値を超えた室のみ再度測定を実施する。 ○測定結果が基準値を超えた場合の対応（軽減措置＋再測定）は、基準値以下になるまで繰り返し実施する。 ○測定費用及び軽減措置に要する費用は、全て受注者の負担とする。
㉖．工期について	○契約工期に関わらず、施設運営上支障のないよう監督職員及び施設管理者と協議し、工事着手及び部分使用を実施する。

2 仮設工事

①足場その他	内部足場 種別 ※きゃたつ、足場板等 ・ 外部足場 種別 ※A種 ・B種 ・C種 ・D種 防護シート ※設置する ・設置しない 材料、撤去材等の運搬方法 ・A種 ※B種 ・C種 ・D種 ・E種
②既存部分の養生	既存部分の養生 ※ビニルシート等 ・ 既存家具等の養生 ※ビニルシート等 ・ 固定家具等の移動 ・行わない ○行う
３ 仮設間仕切り	仮設間仕切り等の種別

種 別	下 地	仕上材（厚さ mm）	充填材	塗 装
・A種	※軽量鉄骨	・合板（※9.0 ・ ）	厚さ mm	※なし
・B種	・木下地	※せっこうボード（※9.5 ・ ）		・片面
※C種	単管下地	防炎シート		
仮設扉	※木製扉	※合板張り程度 ・		※なし
	・鋼製扉	※片面フラッシュ程度 ・		・あり

④監督職員事務所	※設ける ・構内に新設する（規模及び仕上げの程度は現場説明書による） ・現場事務所と兼用可（但し、打合せスペース１５人分確保） ○設けない
⑤工事用水	構内既存の施設 ※利用できない ○利用できる（※有償 ・無償）
⑥工事用電力	構内既存の施設 ※利用できない ○利用できる（※有償 ・無償）

3 防水改修工事

１ 既存防水層の処理	既存保護層（平場）の撤去 ・行う（範囲 ・図示 ・ ） 既存防水層（平場）の撤去 ・行う（範囲 ・図示 ・ ） 立上り部の防水層撤去 ・行う（・POS(機械) ・POSⅠ(機械) ・M4S ・M4SⅠ ・S4S(機械) ・S4SⅠ(機械)） 露出防水層表面の仕上げ塗装除去 ・行う（・M4AS ・M4ASⅠ ・M4C ・M4DⅠ ・L4X） 改修用ドレン ・設ける（・POAS ・POASⅠ ・POD ・PODⅠ ・POS ・POSⅠ ・POX）
２ 既存下地の補修	アスファルト補修の材料 ・JIS K 2207による3種 ・ 既存下地の補修箇所、範囲、数量等 ※図示 ・
３ アスファルト防水	

防水改修工法の種類		新規防水層の種別	施工箇所
水切り部	・PIB工法	・B－1 ※B－2	
	・PIBⅠ工法 ・TIBⅠ工法	・BⅠ－1 ※BⅠ－2	
	・P2A工法	・AⅠ－1 ※AⅠ－2	
	・P2A工法	・A－1 ※A－2	
水切り部	・M4C工法	・C－1 ※C－2	
	・M3D工法 ・P0D工法	・D－1 ※D－2	
	・PODⅠ工法 ・M3DⅠ工法 ・M4DⅠ工法	・DⅠ－1 ※DⅠ－2	
屋内防水	・PIE工法 ・P2E工法	・E－1 ※E－2 （保護層は図示による）	

アスファルトの種類 ※3種 ・4種
M3D、POD、PODⅠ、M3DⅠ及びM4DⅠ工法の脱気装置 ※設ける ・設けない
断熱工法の断熱材
※押出法ポリスチレンフォーム3種bスキン層付き G 厚さ（mm） ※25 ・
・ 厚さ（mm） ・
立上り部の保護材
・乾式保護材 ※押出成形セメント板（厚さ15mm） ・
・れんが ※JIS R 1250によるもの
・市販品のれんが又は市販品のれんが形コンクリートブロック（見え隠れ部分）

・コンクリート

４ 改質アスファルトシート防水	

防水改修工法の種類	新規防水層の種別	厚さ（mm）	施工箇所
・M4AS工法	・AS－1 ・AS－2 ・AS－3		
・M3AS工法 ・POAS工法	・AS－4 ・AS－5 ・AS－6		
・M3ASⅠ工法 ・M4ASⅠ工法 ・POASⅠ工法	・ASⅠ－1 ・ASⅠ－2		

M3ASⅠ、M4ASⅠ及びPOASⅠ工法の防湿層 ・設ける ・設けない
M3AS、POAS、M3ASⅠ、M4ASⅠ及びFOASⅠの脱気装置
※設けない ・設ける

５ 合成高分子系ルーフィングシート防水	

防水改修工法の種類	新規防水層の種別	施工箇所	仕上げ塗料塗り	使用分類
・POS工法 ・S4S工法	・S－F1 ・S－F2 ・S－M1 ・S－M2 ・S－M3	屋上	・シルバー ・カラー	※非歩行
・POSⅠ工法 ・S4SⅠ工法	・SⅠ－F1 ・SⅠ－F2 ・SⅠ－M1 ・SⅠ－M2 ・SⅠ－M3			
・S3S工法	・S－F1 ・S－F2			
・S3SⅠ工法	・SⅠ－F1 ・SⅠ－F2			
・M4S工法	・S－M1 ・S－M2 ・S－M3			
・M4SⅠ工法	・SⅠ－M1 ・SⅠ－M2 ・SⅠ－M3			

脱気装置 ・設ける ・設けない
目地処理 PCコンクリートの場合（ ）
・機械固定工法の引抜試験を行う （ RC、軽コン、ALC下地共 ）

６ 塗膜防水	

防水改修工法の種類	新規防水層の種別	施工箇所	仕上げ塗料塗り
・POX工法	※X－1 ・X－2		・シルバー
・L4X工法	・X－1 ※X－2		・カラー

脱気装置 ※設けない ・設ける

７ 脱気装置	

種 類	材 質	設置数量
・平場部脱気型	・ポリエチレン樹脂 ・ABS樹脂 ・ステンレス鋼 ・鋳鉄	（ ）㎡当たり1箇所
・立上り部脱気型	・合成ゴム ・塩化ビニル樹脂 ・ステンレス鋼 ・鋳	（ ）㎡当たり1箇所

８ シーリング	

シーリング改修工法の種類
・シーリング充填工法 ・シーリング再充填工法
・拡幅シーリング再充填工法 ・ブリッジ工法
シーリング材の種類 ※下表以外は、改修標仕表3.7.1による

施工箇所	シーリング材の種類（記号）
窓回り	変成シリコン系
目地他	ポリウレタン系

ブリッジ工法 ボンドブレーカー張り ・適用する
エッジング材張り ・適用する
接着性試験 ※簡易接着性試験 ・引張接着性試験（部位： ）

９ とい	

といの材種
・配管用鋼管
・硬質塩化ビニル管（・VP ・RF-VP G ）
鋼管製といの防露巻き
・行う（施工箇所 ※改修標仕表3.8.5による ・ ）
防露材のホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 ・第三種
といの掃除口 ・あり（図示） ・なし
たてどい受金物の取付け
・図示 ・標仕13.5.3（d） （2）による
・ ステンレス台座シーリングプレート取替

ループドレン

種 別	施工箇所
・ろく屋根用（・たて形 ・横形）	
・バルコニー中継用	
・バルコニー用	
・改修ドレン	

１０ アルミニウム製笠木	

種 類	最小呼称肉厚（mm）	表面処理	固定間隔	備 考
・250形	1.6	※A－1又は B－1種	※固定方法及び間隔は図示による。	コーナー部、突当り部等の役物は本体製造所の仕様による。
・300形	1.8	・B－2種 （ ）		
・350形	2.0			
・100形				

１１ 折板葺	

板材折曲げ形の笠木の取付方法 ※図示 ・

形 式	形状（mm）	材料（規格等）	軒先面戸板	断熱材	耐火性能
※重ね形 ・はぜ締め形 ・かん合形	山高（ ） 山ピッチ （ ） 板厚 ※0.6 ・0.8	※塗装溶融55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯（CGLCOR－20－AZ150）	※あり ・なし	※あり 種別 （ ） 厚さ （ ）mm 防火性能 （ ）時間 ・なし	※30分 ・なし

４ 外壁改修工事 関連事項 （省略）	

特記事項及凡例	設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務（建築・設備）	施設管理課長 / 施設管理課 独立行政法人 国立青少年教育振興機構	事務所名 株式会社フタバ設計 管理建築士 坂本 哲也 一級建築士登録 第108765号	工事名 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 ライフライン改修工事	A1： NON A3： NON
				図面名 特記仕様書①	A-01

5 建具改修工事

① 改修工法

建具の種類		かぶせ工法	撤去工法	適用箇所
・アルミニウム製建具		○		※建具表による ・図示
・鋼製建具	・外部			※建具表による ・図示
	・内部			※建具表による ・図示
・鋼製軽量建具				※建具表による ・図示
・ステンレス製建具				※建具表による ・図示

2 見本の製作等

・特殊な建具の仮組（建具符号：　　）

3 防犯建物部品

・適用する（適用箇所は建具表による）

④ アルミニウム製建具

性能等級等

外部に面する建具

種 別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み（mm）	施工箇所
・A種	S−4	※A−3	※W−4	※70	※図示
・B種	S−5	・		・	
・C種	S−6	A−4	W−5	100	

防音ドアセット、防音サッシ　・適用する　遮音性の等級（　　）
断熱ドアセット、断熱サッシ　・適用する　断熱性の等級（　　）
耐震ドアセット　・適用する　面内変形追随性の等級（　　）

表面処理

外部に面する建具

※B−1種　・B−2種（・ブラウン系　・ブラック　・ステンカラー）

屋内建具

※C−1種　・C−2種（・ブラウン系　・ブラック　・ステンカラー）

網戸

防虫網の材種　・合成樹脂製　⊙ガラス繊維入り合成樹脂製　・ステンレス製（SUS316）
形式　・外部可動式　⊙固定式

⑤ 鋼製建具

簡易気密型ドアセットの適用は建具表による
外部に面する建具の耐風圧性の適用は建具表による

6 鋼製軽量建具

簡易気密型ドアセットの適用は建具表による

7 ステンレス製建具

簡易気密型ドアセットの適用は建具表による
外部に面する建具の耐風圧性の適用は建具表による
表面仕上げ　※HL　・鏡面　・
曲げ加工　※普通曲げ　・角出し曲げ（補強あり）

8 木製建具

かまち戸の樹種　かまち（　　）　鏡板（　　）
ふすまの上張り
※新鳥の子又はビニル紙程度（押入等の裏面は除く）　・鳥の子
建物内部の木製建具に使用する表面材（合板）及び接着剤のホルムアルデヒド放散量
※規制対象外　・第三種

⑨ 建具用金物

鍵
マスターキー　※製作する　・製作しない
鍵箱
市販品
形式　・30組用　・60組用　・120組用　・

10 自動ドア開閉装置

ドアの種類	センサーの種類
※スライディングドア	・マットスイッチ　※光線（反射）スイッチ
種類　・SSLD-1　・SSLD-2	・熱線スイッチ　・音波スイッチ
・DSLD-1　・DSLD-2	・光電スイッチ　・電波スイッチ
・スイングドア	・タッチスイッチ　・押しボタンスイッチ
種類　・SWD-1　・SWD-2	・ペダルスイッチ　・多機能便所スイッチ

・凍結防止措置（適用箇所は建具表による）

11 自閉式上吊り引戸装置

材料　※ SUS304、アルミニウム製等防錆性能を有するもの
・ 製造所標準仕様による
性能　※ 改修標仕5.8.3による
・ 製造所標準仕様による

12 重量シャッター

シャッターの種類	性 能
・一般重量シャッター	耐風圧性能（　　）N/m²
・外壁用防火シャッター	耐風圧性能（　　）N/m²
・屋内用防火シャッター	
・屋内用防煙シャッター	

開閉機能　※上部電動式（手動併用）　・上部手動式
危害防止機構　※障害物感知装置（自動閉鎖型）
一般重量シャッターのシャッターケース　※設ける　・設けない

13 軽量シャッター

開閉形式　※手動式　・上部電動式（手動併用）
スラット　材質　※JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）
又はJIS G 3318（塗装溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板及び鋼帯）
・鋼板
形状　※インターロッキング形　・オーバーラッピング形
ガイドレール等　※鋼板製　・ステンレス製SUS304（厚さ1.5mm）
耐風圧性能（　　）N/m²

14 オーバーヘッドドア

セクション材料	開閉方式	収納形式	ガイドレールの材質
※スチールタイプ	※バランス式	・スタンダード形	※溶融亜鉛めっき鋼板
・アルミニウムタイプ	・チェーン式	・ローヘッド形	・ステンレス鋼板
・ファイバーグラスタイプ	・電動式	・ハイリフト形	（SUS304）
		・バーチカル形	

耐風圧性能（　　）N/m²

⑯ ガラス

板ガラスの種類、厚さ等は建具表による
・ガラスブロック

表面形状	呼び寸法（mm）	厚さ（mm）	色 調	防火認定
・正方形			※クリア　・熱線反射	※なし
・長方形			・乳白色　・カラー（　　）	・あり

ガラス留め材

建具の種類	材 種
アルミニウム製	※シーリング材　・ガスケット（FIX部はシーリング材）
鋼製及び鋼製軽量	※シーリング材
ステンレス製	※シーリング材

防火戸のガラス留め材は、防火戸が建築基準法に基づき定められ又は認定を受けた条件による。
・ガラス留めシーリング材はシリコーン系とする。

板ガラスをはめ込む溝の大きさ
改修標仕5.13.3 以外のアルミニウム製建具及び板ガラスの場合は（社）日本建築学会　JASS17
ガラス工事「納まり寸法標準」によるほか、性能値が確認できる資料を監督職員に提出する。

ガラス用フィルム

名 称	種 類	張り面	性能値
※ガラス飛散防止フィルム	第2種	※内張り　・外張り	飛散防止率　D1

品質JIS A 5759による

6 内装改修工事

① 改修範囲

既存間仕切壁等の撤去に伴う当該壁の取り合う天井、壁、床の改修範囲
※壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う
・図示の範囲
天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井の改修範囲
※壁面より両側600mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う
・図示の範囲
天井の撤去に伴う取合い部の壁面の改修
※既存のまま
・図示の範囲

② 既存床の撤去並びに下地補修

ビニル床シート等の除去　※仕上材のみ（接着剤共）
・下地モルタル共（※図示の範囲　・除去範囲すべて）
合成樹脂塗床材の除去工法　・機械的除去工法　・目荒し工法
改修後の床の清掃範囲　※改修箇所の室内　・

③ 既存壁の撤去並びに下地補修

間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修
※モルタル塗り（塗厚25mmを超える場合の補強　※行う　・行わない）
・図示

4 木材 G

表面仕上げの程度　・A種　※B種　・C種
現場搬入時の木材の含水率　※A種　・B種
保存処理木材　・使用する（使用箇所：　　）
構造材及び下地材の品質の基準　※改修標仕6.5.2(a)(2)(iv)による　・
造作材の材面の品質の基準　※A種　・B種
代用樹脂を使用しない箇所　（　　）

5 集成材等 G

集成材及び単板積層材のホルムアルデヒド放散量　※規制対象外　・第三種

構造用集成材

施工箇所	品 名	強度等級	材面の品質	接着性能	樹種名	寸法（mm）
			・1種 ※2種 ・3種	・使用環境A ・使用環境B ・使用環境C		

構造用単板積層材

施工箇所	接着性能	曲げ性能	樹種名	寸法（mm）
	・使用環境1 ・使用環境2			

造作用集成材

施工箇所	樹種名	見付け材面の品質	寸法（mm）
		※1等　・2等	

化粧ばり造作用集成材

施工箇所	心材の樹種名	化粧薄板の樹種名	化粧薄板の厚さ（mm）	見付け材面の品質	寸法（mm）
				※1等　・2等	

単板積層材

施工箇所	表面の品質	防虫処理	寸法（mm）
	※天然木化粧加工 ・塗装加工 ・化粧加工しない （・1等・2等・3等）	・する ・しない	

6 床張り用合板及びその他の合板 G

合板のホルムアルデヒド放散量　※規制対象外　・第三種

普通合板

施工箇所	厚さ（mm）	表板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理	その他の処理
（床）	5.5		※1類 ・2類	広葉樹　・1等 ※2等 針葉樹 ※C−D	・する ・しない	・難燃処理
（壁、天井）		・ラワン ・しな	・1類 ・2類		・する ・しない	難燃処理 ・防炎処理

構造用合板

施工箇所	厚さ（mm）	表板の樹種名	接着の程度	等級	板面の品質	防虫処理
（床）	12.0		・特類 ※1類	・1級 ※2級	※C−D	⊙する ・しない

天然木化粧合板

施工箇所	厚さ（mm）	化粧板の樹種名	接着の程度	防虫処理	その他の処理
（壁、天井）	・3.2 ※4.2 ・6.0	・なら ・しおじ	・1類 ・2類	・する ・しない	難燃処理 ・防炎処理

特殊加工化粧合板

施工箇所	厚さ（mm）	化粧加工の方法	表面性能	加工面	接着の程度	防虫処理	その他の処理
（壁、天井）	※4.0	・オーバーレイ ・プリント ・塗装	・F ・FW ・W ・SW	・表面 ・両面	・1類 ・2類	・する ・しない	難燃処理 ・防炎処理

7 防腐、防蟻処理

防腐処理　※行う（※改修標仕6.5.2(h)(3)による　・図示　）
防蟻処理　・行う（※図示　・　）
防腐、防蟻処理剤の種類及び品質
表面処理用木材保存剤（防腐・防蟻剤）は監督職員の承諾するものとする。

8 接着剤

（内装改修工事全般）

壁紙施工用でん粉系接着剤、ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂
（以下「ユリア樹脂等」という）又はホルムアルデヒド系防腐剤を用いた接着剤のホルムアルデヒド放散量
※規制対象外　・第三種
※接着剤に含まれる可塑剤は、難揮発性のものとする。

9 軽量鉄骨天井下地

野縁等の種類
屋外（・19形　※25形）　屋内（※19形　・25形）
既存の埋込みインサート　・使用する　・使用しない
あと施工アンカーの引抜き試験　・行う　・行わない
屋外の軒天井、ピロティ天井等
野縁受、吊りボルト、インサートの間隔及び周辺部からの距離　※図示　・
野縁の間隔　※図示　・
耐風圧性を考慮した補強　※図示　・
天井下地材における耐震性を考慮した補強
・行う（補強箇所　※図示　補強方法　※図示）

10 軽量鉄骨壁下地

スタッド、ランナーの種類　※改修標仕表6.7.1による　・図示
スタッドの高さが5mを超える場合　※ 図示

11 ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル張り

ビニル床シート及びビニル床タイルの特殊機能
帯電防止　・帯電防止性能評価値（JIS A 1455）1.2以上～3.2未満
又は体積電気抵抗値（JIS A 1454）1×10^{7} ～1×10^{10}Ω程度

耐動荷重　JIS A 1454による、へこみ試験、残留へこみ試験、滑り性試験、摩耗性試験、
層間はく離強度試験（発泡層のあるビニル床シートのみ）及びキャスター性
試験等の試験後、異常がないこと

ビニル床シート G

種 類	記号	施工箇所	色 柄	厚さ（mm）	特殊機能
※発泡層のないもの	※NC	※図示	※無地 ・マーブル柄	※2.5 ⊙2.0	・帯電防止 ・耐動荷重
・発泡層のあるもの			※柄物 ・無地		・帯電防止 ・耐動荷重

工法　※熱溶接工法　・突付け（施工箇所：　　）

ビニル床タイル G

種 類	記号	施工箇所	色柄	寸法（mm）	厚さ（mm）	特殊機能
・ｺﾝﾎﾟｼｼｮﾝ ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ（半硬質）	CT		※無地 ・柄物	・300×300 ・450×450	※2.0	・帯電防止 ・耐動荷重
・ｺﾝﾎﾟｼｼｮﾝ ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ（軟質）	CTS		※無地	・300×300 ・450×450	※2.0	・帯電防止 ・耐動荷重
・ﾎﾓｼﾞﾆｱｽﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ	HT		※無地	・300×300 ・450×450	※2.0	・帯電防止 ・耐動荷重
・置敷きﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ	HTL		※無地	・500×500		・帯電防止 ・耐動荷重

ビニル幅木
材質　※軟質　・硬質
高さ（mm）　※60　・75　・100
厚さ（mm）　※2.0　・

ゴム床タイル
色柄　（　　）
厚さ（mm）　・3.0　・4.5　・6.0　・9.0
寸法　（　　）

12 カーペット敷き

織じゅうたん

種 別	パイル形状	織り方	色柄等	帯電性	備 考
・A種 ・B種 ・C種	・ｶｯﾄﾊﾟｲﾙ ・ﾙｰﾌﾟﾊﾟｲﾙ ・ｶｯﾄ､ﾙｰﾌﾟ併用	・ｳｨﾙﾄﾝｶｰﾍﾟｯﾄ ・ﾀﾞﾌﾞﾙﾌｪｰｽｶｰﾍﾟｯﾄ ・ｱｷｽﾐﾝｽﾀｰｶｰﾍﾟｯﾄ	※無地 ・柄物 （標準品）	※人体帯電圧 3kV以下	
下敷き材　※反毛フェルト（JIS L 3204）の第2種2号　呼び厚さ8mm　・					

タフテッドカーペット

パイル形状	パイル長さ（mm）	工 法	帯電性	備 考
・カットパイル	※5～7　・	※全面接着工法	※人体帯電圧 3kV以下	
・ループパイル	※4～6　・	・グリッパー工法		
・レベルループパイル	※4　・			
・カット、ループ併用				
下敷き材　※反毛フェルト（JIS L 3204）の第2種2号　呼び厚さ8mm　・				

ニードルパンチカーペット
厚さ（mm）　・
帯電性　※人体帯電圧3kV以下　・
備考

タイルカーペット

パイル形状	種 類	寸法（mm）	総厚さ（mm）	帯電性	備 考
※ループパイル	※第一種 ・第二種	※500×500	※6.5	※人体帯電圧3kV 以下（ﾌﾘｰｱｸｾｽﾌﾛｱ敷設範囲）	
・カットパイル					
・カット、ループ併用					

タイルカーペットの敷き方　平場　※市松敷き　・模様流し　・
階段部分　※模様流し　・市松敷き　・

見切り、押え金物　・適用する（材質、形状等　※図示　・　　）

13 合成樹脂塗床

種 別	施工箇所	仕上げの種類
・弾性ウレタン塗床材		※平滑仕上げ　・防滑仕上げ　・つや消し仕上げ
・エポキシ樹脂塗床材		※薄膜流し展べ仕上げ ・厚膜流し展べ仕上げ（※平滑　・防滑） ・樹脂モルタル仕上げ（※平滑　・防滑） ・防滑仕上げ

ユリア樹脂等を用いた塗料のホルムアルデヒド放散量
※規制対象外　・第三種

14 フローリング張り

単層フローリング G

種 類		樹 種	厚さ（mm）	大きさ（mm）	緩衝材	工 法
・フローリングボード	根太張用	※なら	※15	幅　※75　・ 長さ　500以上		・釘留め工法
	直張用				※合成樹脂発泡シート	・接着工法
・フローリングブロック	直張用	※なら	※15	※303×303		・モルタル埋込み工法
					※合成樹脂発泡シート	・接着工法
・モザイクパーケット	直張用	・なら	・8		※合成樹脂発泡シート	接着工法

単層フローリングのホルムアルデヒド放散量　※規制対象外　・第三種

天然木化粧複合フローリング G

種 類		樹 種	種別又は大きさ（mm）	防湿処理又は緩衝材	工 法
・複合1種 ・複合2種 ・複合3種	根太張用	※なら	・A種 ・B種 ※C種	・防湿処理を行う	・釘留め工法
	直張用		厚さ　8以上 幅　75以上 長さ　900以上	※合成樹脂発泡シート	・接着工法

複合フローリングのホルムアルデヒド放散量　※規制対象外　・第三種
・単層無垢ナラフローリング t 15
仕上げ塗装　・塗装品　（　　）
・無塗装品（・塗装する　施工箇所：　　）
種類　※ウレタン樹脂ワニス塗り
・オイルステインのうえワックス塗り
・生地のままワックス塗り

15 畳敷き

下地の種類	畳の種別
・改修標仕　表6.5.9による床組	※B種　・
・ポリスチレンフォーム床下地	※C種　・

畳表及び畳床はVOC含有量が少ないものとする

16 ポリスチレンフォーム床下地材

・A種（ノンフロンのもの）G
畳下地　厚さ（mm）　※40　・65　・80（不燃）
フローリング類下地　厚さ（mm）　※80　・95　（不燃）

17 せっこうボード及びその他ボード張り

種 類	JISの記号	厚さ（mm）、規格等
・せっこうボード	GB−R	・9.5（準不燃）　・12.5（不燃） ・15.0（不燃）
・シージングせっこうボード	GB−S	12.5（不燃）
・強化せっこうボード	GB−F	・12.5（不燃）　・15.0（不燃）
・せっこうラスボード	GB−L	9.5
・化粧せっこうボード（木目）	GB−D	12.5（不燃）　幅440mm程度 模様（※柾目　・板目）　専用下地材付き
・不燃積層せっこうボード	GB−NC	9.5（不燃）　・化粧なし（下地張り用） ・化粧あり（トラバーチン模様）
・けい酸カルシウム板（外部）	0.8FK 1.0FK	タイプ2（無石綿） ・6　・8　・
・ロックウール化粧吸音板	DR	※2ﾌﾗｯﾄﾀｲﾌﾟ（※9（不燃）・12　・　） ※2凹凸ﾀｲﾌﾟ（※12（不燃）・15・19・　）
・ロックウール吸音ボード1号	RW-B	・25　・
・グラスウール吸音ボード2号32K	GW-B	・25（ガラスクロス包）　・
・硬質木毛セメント板 G	HW	・15　・20　・25　・
・普通木毛セメント板 G	NW	・15　・20　・25　・
・硬質木片セメント板 G	HF	・12　・15　・18　・21　・
・普通木片セメント板 G	NF	・30　・
・単板張りパーティクルボード G		・無研磨板（VN）　・研磨板（VS） ・10　・12　・15　・18　・
・化粧パーティクルボード G		・単板オーバーレイ（OV） ・ﾌﾟﾗｽﾁｯｸｵｰﾊﾞｰﾚｲ（DO）　・塗装（DC） ・10（難燃）　・12（難燃）　・
・ミディアムデンシティファイバーボード G	MDF	・素地MFD（RS） ・化粧MDF（・DV・DO・DC） ・3　・7　・9　・12　・
・ハードボード（素地）G	HB	・未研磨板（RN）　・研磨板（RS） ・2.5　・3.5　・5　・7
・ハードボード（化粧）G	HB	・内装用化粧（DI）　・外装用化粧（DE） ・2.5　・3.5　・5　・7
・インシュレーションボード G	IB	A級二次加工品 （・天井仕上　・内装仕上　・　　） ・9　・12　・15　・18
・メラミン樹脂化粧板		JIS K 6903による　厚さ1.2
・化粧せっこうボード		※9.5（準不燃）（直張り用）
・超軽量せっこう板		
・化粧せっこう吸音ボード		

パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量
※規制対象外　・第三種
軽量鉄骨下地ボード遮音壁の遮音シール材
※適用する　・適用しない
合板類の張付け　・A種　※B種

18 壁紙張り

施工箇所	壁紙の種類：紙	繊維（織物）	ﾌﾞﾗｽﾁｯｸ（ビニル）	その他（化学繊維）	無機質	防火性能	備 考
						・不燃・準不燃・難燃	既存に準ずる
						・不燃・準不燃・難燃	
						・不燃・準不燃・難燃	
						・不燃・準不燃・難燃	
						・不燃・準不燃・難燃	
						・不燃・準不燃・難燃	

壁紙のホルムアルデヒド放散量　※規制対象外　・第三種
下地調整
モルタル面、プラスター面　・RA種　・RB種　（施工箇所：　　）
コンクリート面　・RA種　・RB種　（施工箇所：　　）
せっこうボード面　・RA種　・RB種　（施工箇所：　　）

特記事項及凡例	設計業務名：国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務（建築・設備）	施設管理課長 / 施設管理課 / 独立行政法人 国立青少年教育振興機構	事務所名：株式会社フタバ設計 管理建築士 坂本 哲也 一級建築士登録 第108765号	工事名：国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 ライフライン改修工事	A1： NON A3： NON
				図面名：特記仕様書②	A-02

19 モルタル塗り

防水剤（防水モルタル塗りの混入剤）

防水剤の種類は建築用のモルタルに用いるセメント防水剤とする。（JIS A 1404による試験）

混合割合	凝結時間	曲げ及び圧縮強度比	吸水比	透水比
セメント重量の5%以下	JIS R 5201の試験8において 始発　1時間以上 終結　10時間以内	70%以上	95%以下	80%以下 (294.0 kPaの水圧を1時間かける)

安定性、膨張性のひび割れ及びそりがないこと。（JIS R 5201の試験9）

吸水調整材は、4章外壁改修工事共通事項による。

既製目地材　※適用しない　・適用する

床目地　　・設ける（工法　※押し目地　・　　）

20 タイル張り

タイルの種類

施工箇所	形状寸法 (mm)	うわぐすり		吸水率			耐凍害性		役物		色		再生材の適用 G	備考
		施ゆう	無ゆう	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	あり	なし	あり	なし	標準	特注		

標準的な曲がり（小口、標準、二丁、びょうぶ）の役物は一体成形とする

タイルの見本焼き　※行わない　・行う

コンクリート素地面の目荒し工法（高圧水洗）　・行う

内装壁タイル張りの工法　※壁タイル接着剤張り　・改良積上げ張り

21 セルフレベリング材塗り

・せっこう系（施工箇所及び厚さ　※仕上表による　・図示　・　　）

⊙セメント系（施工箇所及び厚さ　※仕上表による　・図示　・　　）

22 浴室天井材

市販品

材　質	表面仕上げ	性　能	幅（mm）	備　考
※アルミニウム製	※焼付け塗装品 ・アルマイト処理品	準不燃品	※200 ・100	回り縁はとい付きとし、製造所の標準品とする。
・硬質塩ビ製	※塗装品 ・木目調		※300 ・100	

23 フリーアクセスフロア

施工箇所	構　法	仕上り高 (mm)	適用地震時水平力	耐荷重性能	表面仕上材	備　考
	・パネル構法 ・溝構法		・1.0G ・0.6G	・3,000N ・5,000N	・帯電防止床タイル ・タイルカーペット	

耐震性能5,000Nについては、平成元年建設省告示第1322号「耐震型フリーアクセスフロアの開発」の建設技術評価において評価を取得したもの又は同等品とする。

表面仕上材の品質、性能は、標仕19章による。

構成材の材質　　・アルミニウム製　・鋼製　・

スロープ及びポーダー　※製造所の仕様による　・図示

配線用取出しパネル

フリーアクセスフロア全体面積に対する設置割合　※20～30%　・

配線取出し開口　※パネル1枚につき40×80（mm）程度の開口1箇所以上　・図示

空調用吹出し（吸込み）パネル

※なし

・あり（※固定式　・可変式）：施工箇所（※図示　・　　）

コンセント等の取付け対応　※製造所の仕様による（コンセント本体は別途設備工事）

コンセントの箇所数　※図示

ローリングロード性能　※適用する　・適用しない

24 可動間仕切

構造形式	パネル部の総厚さ (mm)	表面材種 厚さ (mm)	表面仕上げ	遮音性能	防火性能
・スタッド式 （・内臓　・露出） ・スタッドパネル式 ・パネル式		※鋼板 （※0.6　・0.8）	※メラミン樹脂又はアクリル樹脂焼付け ・	・あり （　　） ・なし	・あり ・なし

25 移動間仕切

遮音性能	厚さ (mm)	表面材	表面仕上げ	操作方法
・一般タイプ		※鋼板	・焼付け塗装 ・壁紙張り	・手動式　・電動式 ・部分電動式
・遮音タイプ （36db以上）		※鋼板	・焼付け塗装 ・壁紙張り	・手動式　・電動式 ・部分電動式

・ 表面仕上げの壁紙張りの品質は18壁紙張りによる。

・ 遮音性能はJIS A 6512の遮音性試験に準拠する。

26 トイレブース

表面仕上げ材

表面材の材質	脚部 形状	脚部 材質	ドアエッジ 形状	ドアエッジ 材質
⊙メラミン樹脂系化粧板 ・ポリエステル樹脂系化粧板	※幅木 ・支柱 ・なし	・アルミニウム製 ⊙ステンレス製	⊙標準 ・R	⊙アルミニウム製 ・ステンレス製 ・表面材と同材

27 階段滑り止め

材　種	幅（mm）	取付け工法	端部フラットエンド
・ステンレス製（SUS304） ビニルタイヤ入り	・約35	※接着工法 ・埋込み工法	※あり（※ビニル製　・ステンレス製） ・なし

28 階段手すり

材　種	表面仕上げ	直径（mm）	取付箇所
・笠木	塩ビ製樹脂	※φ34	階段室
・手摺子	SUS角ﾊﾟｲﾌﾟﾍｱﾗｲﾝ＋ﾅｯﾄﾌﾟﾗｯﾄ	19mm角	階段室
・２段ブラケット	ｱﾙﾐﾏﾙﾍｲﾄ処理	W27mm	階段室

29 黒板及びホワイトボード

種　類		寸法（mm）	色　彩	備　考
・黒板	※焼付け		※緑　・黒 ※緑　・黒	※平面　・曲面　・スクリーン付引分
・ホワイトボード	※ほうろう		※白	※平面　・曲面　・スクリーン付引分

30 表示

区　分	材　質	寸法（mm）	厚さ（mm）	取付け高さ	書　体
・衝突防止表示 （・両面　・片面）	※ステンレス製 ・図示	※30φ	※市販品	※図示	
・室名札 ・ピクトグラフ ・扉シート表示 ・階数表示	※アクリル板	※図示	※5	※図示	
・館銘表示 ・各階案内板	※図示 ※アクリル板	※図示	※30+3	※図示	

案内用図記号はJIS Z 8210による。

誘導標識、非常用進入口表示等は市販品とする。

31 ブラインド

・既存再使用する（養生方法：　　）

・新設する

形　式	種　類	スラットの材質	スラットの幅 (mm)	施工箇所
※横形	※ギヤ式　・コード式 ・操作棒式	※アルミニウム合金製	※25	
・縦形	・1本操作コード ※2本操作コード	・アルミスラット ・クロススラット	・80 ・100	

32 ロールスクリーン

材　種	操作方式	遮光性能	寸法（mm）	施工箇所	備　考
※ポリエステル ・綿	・電動式 ・スプリング式 ・チェーン式	・1級 ・2級 ・3級	・図示		防炎性能　※あり

33 カーテン

・既存再使用する（養生方法：　　）

・新設する

形　式		開閉操作	ひだの種類	施工箇所	備　考
・シングル ・ダブル （レース+暗幕）	・片引き ・引分け	・電動 ・ひも引き ・手引き	・フランスひだ ・箱ひだ・つまひだ ・プレーンひだ・片ひだ	・視聴覚室	（暗幕）

34 カーテンレール

・既存再使用する

・新設する

材種　※アルミニウム製　・ステンレス製

形式　・片引き　・引分け（※暗幕用は300mm以上の召合せの重ね掛けとする）

形状　・C形　・D形　・Ⅰ形　・

35 ブラインドボックス及びカーテンボックス

・既存再使用する

・新設する

・市販品（アルミニウム製　押出形材）

溝幅×深さ（mm）　・90×150　※120×80　・120×150　・150×80　・

表面処理　　※B-1　・B-2（※ブラウン系　・ブラック　・ステンカラー）

・図示

36 天井点検口

材　種	寸　法	形　式		外　枠	内　枠
※アルミニウム製	・450×450 ⊙600×600	⊖一般形	・屋内外用 ⊙屋内用	⊙額縁タイプ ・目地タイプ	⊙額縁タイプ ・目地タイプ
		・密閉形			

37 床点検口

材　種	寸　法	形　式		
※アルミニウム製 ・ステンレス製 ・鋼製 ・鋳鉄製	・450×450 ・600×600	・一般形 ・密閉形 ・結露防止形	・屋内外用 ・屋内用	・張物用 ・充填用 ・張物、充填兼用

38 防煙垂れ壁

・固定式

材　質	厚さ（mm）	高さ（mm）	備　考
※網入り磨き板ガラス ・線入り磨き板ガラス	※6.8	※500	アルミ製枠付き

・可動式

種　類	材　質	高さ（mm）	備　考
・垂直降下式 （巻取り型）	※不燃布 （不燃認定品）	※500 ・800	ガイドレール ※固定式（壁埋込み型） ・可動式（天井収納型）
・回転降下式	鋼板製又はアルミ製	※500 ・800	表面仕上げ ※天井材張り ・

降下機構　　煙感知器連動及び手動開放装置（埋込み型）

39 視覚障害者用床タイル（誘導用及び注意喚起用床材）

施工箇所		種　類	寸法（mm）	厚さ（mm）
屋内	玄関ロビー廻り	※塩化ビニル製	※300×300　・	※7.0　・
	階段上下端	・レジンコンクリート製	※300×300　・	
	風除室内	・磁器又はせっ器質タイル	※300×300　・	
屋外	出入り口廻り	※レジンコンクリート製	300×300	※30　・
	スロープ上下端	・磁器又はせっ器質タイル	300×300	

ブロックパターンはJIS T 9251による。

40 くつふきマット

材　種	受　枠	備　考
・塩化ビニル又はゴム製 ・硬質アルミウム合金製 ・ステンレス鋼（SUS304）製	・ステンレス鋼（SUS304） ・硬質アルミニウム合金	

41 流し台ユニット

種　類	寸法（L=　mm）	適用内容	規格・品質等
・流し台	※1200　・1500　・1800	トラップ付き	※優良住宅部品 （セクショナルキッチンⅠ型）
・コンロ台	※600　・700　・	バックガード　※あり	
・吊戸棚	※1200　・900　・600		
・水切棚	※1200　・900	ステンレス製　※1段式	※市販品
・ミニキッチン	※1200 ※1500	IHコンロ、換気扇他	※図示

42 洗面カウンター

※図示

材種　　・メラミン樹脂化粧板張り（心材：集成材）　・人工大理石

奥行き（mm）　・約450　・約600

43 収納家具

※図示

材質　　・

形状・寸法　※図示

合板、集成材、MDF、パーティクルボード等のホルムアルデヒド放散量

※規制対象外　　・第三種

44 鋼製書架及び物品棚

種　類	規格等	耐荷重による種類
・鋼製書架	JIS S 1039による	・1種　・2種　・3種
・鋼製物品棚		・4種　・5種　・6種

45 屋内掲示板

枠の材質　　※アルミニウム製

表面の材質　　※塩ビ発泡シート張り　・

7 塗装改修工事

1 材料

建物内部に使用するユリア樹脂等を用いた塗料のホルムアルデヒド放散量

※規制対象外　・第三種

建物内部に使用する塗料の材質　　・水性系

防火材料　　※屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。

・次の箇所を除き防火材料とする。（施工箇所：　　）

2 下地調整

既存塗膜の除去範囲（塗替えでRB種の場合）

※塗替え面積の30%　　・図示

下地調整の種別等

下地面の種類	下地調整の種別 塗替え	下地調整の種別 新　規	ひび割れ部の補修
木部	※RB種　・	・RA種　・RB種	
鉄鋼面	※RB種　・	RA種	
亜鉛めっき鋼面（鋼製建具を除く）	※RB種　・	RA種	
亜鉛めっき鋼面（鋼製建具）	※RB種　・	RC種	
モルタル面、プラスター面	※RB種　・	・RA種　・RB種	・行う
コンクリート面、ALCパネル面（2-UE,2-ASE,2-FUEは除く）	※RB種　・	・RA種　・RB種	・行う
コンクリート面、押出成形セメント板面（2-UE,2-ASE,2-FUEの場合）		・RA種　・RB種	・行う
せっこうボード面、その他ボード面	※RB種　・	・RA種　・RB種	

3 錆止め塗料塗り

錆止め塗料塗りの種別等

塗装面		塗料種別	工程種別	備　考
鉄鋼面	屋外	※A種　・B種	※C種　・	
	屋内	・A種　※B種	※C種　・	
		C種	※C種　・	EP-Gの場合
亜鉛めっき鋼面	塗替え	※A種　・B種	※C種　・	
		C種	※C種　・	EP-Gの場合
	新規（鋼製建具を除く）	※A種　・B種	・A種　・B種	
		C種	・A種　・B種	EP-Gの場合
	新規鋼製建具	※A種　・B種	A種	2-UE,2-ASE,2-FUEは除く

4 塗装

塗装の種類	塗装面	工程 塗替え	工程 新　規
・合成樹脂調合ペイント塗り（SOP） 塗料の種類　※1種　・	木部	※B種　・	※A種　・
	鉄鋼面	※B種　・	・A種　・B種
	亜鉛めっき鋼面（鋼製建具を除く）	※B種　・	※B種　・
	亜鉛めっき鋼面（鋼製建具）	※A種　・	※B種　・
・クリヤラッカー塗り（CL）	木部	※B種　・A種	※B種　・A種
・フタル酸樹脂エナメル塗り（FE）	屋内木部	※B種　・	・A種　・B種
	屋内鉄鋼面	※B種　・	・A種　・B種
	屋内亜鉛めっき鋼面	※B種　・	・A種　・B種
・アクリル樹脂系水分散系塗料塗り（NAD）	屋内コンクリート面	※B種　・A種	※B種　・A種
	屋内モルタル面	※B種　・A種	※B種　・A種
・耐候性塗料塗り（DP）	屋外鉄鋼面	※A種　・B種	A種
	屋外亜鉛めっき鋼面	※A種　・B種	
	屋外コンクリート面	※A種　・B種	
	屋外押出成形セメント板面	※A種　・B種	
・つや有合成樹脂エマルションペイント塗り（EP-G）	屋内木部	※B種　・A種	
	屋内鉄鋼面	※B種　・A種	※B種　・A種
	屋内亜鉛めっき鋼面	※B種　・A種	
	コンクリート面	※B種　・A種	※B種　・A種
	モルタル面・プラスター面	※B種　・A種	※B種　・A種
	せっこうボード面	※B種　・A種	※B種　・A種
	その他ボード面		
・合成樹脂エマルションペイント塗り（EP）	コンクリート面	※B種　・A種	※B種　・A種
	モルタル面・プラスター面	※B種　・A種	※B種　・A種
	せっこうボード面	※B種　・A種	※B種　・A種
	その他ボード面		
・合成樹脂エマルション模様塗料塗り（EP-T）	屋内のコンクリート面・モルタル面 下地調整		
	プラスター面・せっこうボード面等 RA種	※Ｂ種	※B種　・A種
	RB種	A種	※B種　・A種
	RC種	C-3種	※B種　・A種
・ウレタン樹脂ワニス塗り（UC）	木部	※B種　・A種	※B種　・A種
・ラッカーエナメル塗り（LE）	木部	※B種　・A種	※B種　・A種
・オイルステイン塗り（OS）	木部		
・木材保護塗料塗り（WP）	屋外木部	※B種　・A種	※B種　・A種

8 耐震改修工事　関連事項　（省略）

9 環境配慮改修工事

1 アスベスト含有建材の処理工事

（作業計画、届出、粉じん測定、ｱｽﾍﾞｽﾄ処分等について、工事により時期が異なる場合は、その都度行う）

分析によるアスベスト含有の調査

⊙行う（採取箇所　　）

調査方法

材料名	調査方法（1材料当たりの試料数）
	※定性分析（※3　・　）　・定量分析（・3　・　）
	※定性分析（※3　・　）　・定量分析（・3　・　）
	※定性分析（※3　・　）　・定量分析（・3　・　）

分析方法

※JIS A 1481（建材製品中のアスベスト含有率測定方法）による

・

分析結果については、監督職員に報告すること。

又、gBizIDへの登録及び結果報告システムによる報告を行うこと。

報告書の様式

・（社）日本作業環境測定協会発行「石綿分析結果報告書」

・

アスベスト粉じん濃度測定

作業基準等の遵守徹底のために標識の掲示、下記の濃度測定を行う。

・行う（測定箇所　　※図示）

測定時期、場所及び測定点数

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点数（各処理作業室ごと）	備　考
	測定1	処理作業前	処理作業室内	各（　）点	
	測定2		施工区画周辺又は敷地境界	4方向各1点	
	測定3	処理作業中	処理作業室内	各（　）点	
	測定4		セキュリティーゾーン入口	各1点	空気の流れを確認
	測定5		負圧・除じん装置の排出口（処理作業室外の場合）	各1点	除じん装置の性能確認
	測定6		施工区画周辺又は敷地境界	4方向各1点	
	測定7	処理作業後	処理作業室内	各（　）点	
	測定8	（隔離シート撤去前）	施工区画周辺又は敷地境界	4方向各1点	

（1）施工区画とは、処理作業室、セキュリティーゾーン、廃棄物置場、資材置場等を含む本処理工事に直接又は間接的に係る区画、施工区画周辺とは、その区画境界の前後1m以内の範囲をいう。

（2）処理作業室の面積が50㎡ 以下の場合は2点、300㎡ までは3点とする。300㎡ を超えるような場合は、監督職員と協議する。

測定方法

JIS K 3850-1（空気中の繊維状粒子測定方法-第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法）による。

併せて、県条例等に準じて行うこととする。

種類

※位相差顕微鏡法

試料採取フィルターを二分割し、一方を位相差顕微鏡法用として使用し、他方はその結果が高い場合（10本/L以上）に行う位相差・分散顕微鏡法用に保存しておく。

・位相差、分散顕微鏡法

測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。

	測定3（作業環境）	測定1,4,5,7（室内環境）	測定2,6,8（大気環境）
メンブレンフィルターの直径（mm）	25	25	47
試料の吸引流量　(L/分)	1	5	10
試料の吸引時間　(分)	5	120	240
計数視野数	50	50	50
定量限界　(本/L)	50	0.5	0.3

測定記録項目

（1）除去するアスベスト含有建材の種類

（2）測定点の位置の図面

（3）測定日時、天候、気流

（4）試料採取条件

（5）標本作製方法

（6）使用顕微鏡の種類（開口数を含む）

（7）計数条件（HSEテストスライドの読取りグループ番号を含む）

（8）繊維数濃度（位相差顕微鏡法の場合は総繊維数濃度、位相差・分散顕微鏡法の場合はアスベスト繊維数濃度）

（9）定量限界

（10）その他

アスベスト含有吹付け材（下地調整材共）の除去　・行う

有機質吹付タイル（下地調整材共）　「石綿（クリソタイルO.6%）含有」特定工作物解体等工事に伴う粉塵の大気中への排出又は飛散を防止するための基準（平成17年10月7日告示第1082号）によること。

又、関係機関への届出、書類等の必要な手続きを行う。

除去対象範囲　※図示

除去工法　　※改修標仕9.1.3(b)(1)(ⅰ)～(ⅳ)による　・

・（壁面一般部）集塵装置付超高圧水洗工法　100MPa以上

・（狭小入隅部）湿式集塵装置付ディスクグラインダー工法

吸引圧力/真空圧：　-50 ～ -90kpa　　風量：20 ～ 40m³

ジェットスクラバ方式/水を使用し微小粒子、有毒ガス、粉塵等を水とジェット混合させ有害成分を除去する工法

除去したアスベスト含有吹付け材等の処理

※密封処理（二重袋梱包）

・セメント固化

・ろ過、ＰＨ処理は環境測定値、環境測定を行い、排出基準に準拠した状態で放流

浮遊物質量（ＳＳ）：600mｇ/ｌ未満　　ＰＨ：ＰＨ5を超え9未満

アスベスト含有量：アスベスト検出限界値以下50ｆ/ｌ

除去対象範囲　※図示

作業場の隔離　・行う　・行わない

アスベスト含有保温材等の除去　・行う

除去対象範囲　※図示

アスベスト含有成形板の除去　　・行う（Ｐタイル・軽量石綿板等）

特記事項及凡例	設計業務名	施設管理課長	施設管理課	事務所名	工事名	図面名
	国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務（建築・設備）		独立行政法人 国立青少年教育振興機構	株式会社フタバ設計 管理建築士　坂本　哲也 一級建築士登録　第108765号	国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 ライフライン改修工事	特記仕様書③

A1：NON
A3：NON

A-03

2 外断熱改修工事

断熱材の種類

種　類		発泡剤の種類	ホルムアルデヒド放散による区分	厚さ（mm）
・ビーズ法ポリスチレンフォーム保温材		A種 G	F☆☆☆☆等級	
・押出法ポリスチレンフォーム保温材		A種 G	F☆☆☆☆等級	
・硬質ウレタンフォーム保温材		A種 G	F☆☆☆☆等級	
・フェノールフォーム保温材		A種 G	F☆☆☆☆等級	
・ロックウール			F☆☆☆☆等級	
・グラスウール			F☆☆☆☆等級	

外装材の種類

種　類	防火性能

既存外壁の仕上材の撤去　　・あり　　・なし
下地面の清掃及び下地調整　　※断熱材製造所の指定する仕様
通気層　　・あり（　　mm）　・なし
試験施工、工法及び品質は、確認できる資料を提出し監督職員の承諾を受ける。
特記なき事項は、製造所の仕様による。

③ガラス改修工事　　復層ガラスの厚さ　　建具表による
復層ガラスの断熱性・日射遮へい性による区分　　※U3－1　　・U3－2

4 断熱・防露改修工事

断熱材の種類

種　類			発泡剤の種類等	厚さ（mm）	施工箇所
打込み工法	・ビーズ法ポリスチレンフォーム保温材		A種 G		
	・押出法ポリスチレンフォーム保温材	・保温板2種b	A種 G	※25	※一般部
		・保温板3種b（スキン層付き）		※25	・接地部分
	・硬質ウレタンフォーム保温材		※A種 G		
現場発泡工法	・吹付け硬質ウレタンフォーム	※A種1 G	難燃性を有するもの	―	※断熱材補修部分
				※15	・一般部

5 屋上緑化改修工事 G

植栽基盤及び材料
・屋上緑化軽量システム
　芝及び地被類の種類等　　※図示　　・
工法
　かん水装置　　・設置する（工事区分は図示による）
　既存保護層の撤去　　・行う

6 透水性アスファルト及びアスファルト舗装改修工事

路床の構成及び厚さ
・遮断層　　厚さ（mm）　　・150　・
・凍上抑制層　　厚さ（mm）　　・150　・
・フィルター層　厚さ（mm）　　車道部　・150　・
　　歩道部　・ 50　・

路床安定処理
　※添加材料による安定処理
　　添加材料の種類
　　・普通ポルトランドセメント
　　・高炉セメントB種　G
　　・フライアッシュセメントB種
　　・生石灰（　　）
　　・消石灰（　　）
　　添加量　（　　）kg/m³（目標CBR　※5以上　・　　）
　　・ジオテキスタイル
　　単位面積質量　60g/m²以上
　　厚さ（mm）　0.5～1.0
　　引張強さ　98N/5cm(10kgf/5cm)以上
　　透水係数　1.5×10cm/sec以上
盛土の種別　　・A種　・B種　・C種　・D種
　　・建設汚泥から再生した処理土　G
遮断層及び凍上抑制層の材料
・遮断層　　・川砂、海砂又は良質な山砂　・
　　厚さは図示
・凍上抑制層　・再生クラッシャラン　・クラッシャラン　・切込砂利　・砂
　　厚さは図示
発生土の処理　　※構外搬出適切処理
　　・構内指定場所に敷均し
　　・構内指定場所に堆積
　　・構内指定場所に処分（搬出調査等を監督職員に提出する）
路床土の支持力比（CBR）試験　　※行う　・行わない
路床の絞固め度試験　　※行う　・行わない
砂の粒度試験　　※行う　・行わない

路盤材料　　・再生クラッシャラン　G
　　・クラッシャラン鉄鋼スラグ　G
　　・
路盤厚さ（mm）　　車道部　※150　・
　　歩道部　・100　・
路盤の締固め度試験　　※行う　・行わない

舗装材料及び厚さ
　車道部　※改質アスファルトⅠ型　　厚さ（mm）　※50　・
　歩道部　・ストレートアスファルト　厚さ（mm）　・30　・

透水性アスファルト混合物等の抽出試験　　・行う　・行わない

7 PCB含有シーリング材処分

・第一次判定
　現場にてサンプルを採取し、シーリング材種及びPCB含有分析の要否を判定する
　採取箇所数　計　　箇所
　採取箇所　　※図示　　・

・第二次判定
　専門分析機関にてPCB含有量の分析を行う
　分析個数　　計　　箇所

・除去処理工事
　除去範囲　　※図示　　・
　搬去方法　　・「標準施工要領書」（日本シーリング工事業共同組合連合会・日本シーリング材工業会）による

10 その他改修工事

1 ブロック系舗装工事

・インターロッキングブロック舗装（JIS A 5371による）

種　類	厚さ（mm）	色彩及び表面加工等
※普通ブロック（N）	車道部　※80　・	※標準品
・透水性ブロック（P）	歩道部　※80　・	
・誘導、注意喚起用ブロック		誘導、注意喚起用は黄色系とする
・植生用ブロック（V）	※80　・100	孔及び/又は凹を設ける

②解体・撤去工事

■ 諸願手続き
解体撤去に先立ち、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」及び、アスベスト含有建材除去工事特記仕様書、廃棄物処理基準関連法令による。工事施工上必要な諸願、手続きは速やかに行い、作業に支障をきたさないこと。尚、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第１１条の規定による通知書は着工７日前に提出すること。

■ 現況調査
工事着工前に周辺建物、道路及び工作物等の調査を行い、万一破損が生じた場合は、早急に対処し処理にあたること。ＰＣＢ・アスベストに注意して調査を行い、関係法令厳守して処理をすること。（「建築改修工事共通仕様書」に準拠する。）（監督員と打合せの上決定すること。）
敷地内調査については、入念に行うこと。（調査報告書提出（一部提出））

■ 災害の防止
工事期間中に未曾の予想される暴風・豪雨・土砂災害等については事前にその状況を把握し、解体中の建物は勿論のこと、廃材・仮設用資材についても充分な安全対策を立て防災に備える。また、災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を最優先にするとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を監督員に報告する。

■ 安全維持管理
工事施工にあたって既設周辺構造物埋設管等に万一損傷を与えた場合、請負者は速やかに責任をもって処理又は原形に復すること。

■ 施工計画書の提出
工事施工にあたって「施工計画書」を提出し、承諾を得ること。

■ 解体工法
工法は特に指定はしないが、下記の事項を遵守して施工すること。
　1）解体撤去は、機械・人力解体を原則とし、低騒音・低振動の工法を採用すること。（圧砕工法等）
　2）発生材の分別が容易に出来るように解体すること。
　3）解体中は塵埃の発生の少ない方法で行うとともに、必要に応じて散水等を行い、外部への影響を最小限にし、各物質の飛散防止に努めること。
　4）工事計画内容は、工事施工関係者に広く周知徹底させること。

■ 発生材の処理
本工事に係る建設廃材は関係法令に照らし、適法処理すること。また、処分に際して事前に建設廃材の処理計画を監督職員に提出し承諾を受けること。その他、ＰＣＢ等の特別監理産業廃棄物及び特定有害産業廃棄物は区分けを厳重にし、工事関係者に周知徹底させること。

■ 廃棄物処理計画
廃棄物修理計画において、計画書には使用機械器具・各工種の材料・日程等の内容を記載した文章の他、別紙様式により「廃棄物処理計画書」を提出し、監督員の承諾を得ること。（一部提出）

■ 電気・機械設備等の撤去
撤去物内外の機器類・配管類・配線類等については、全て撤去処分とする。尚、ＰＣＢについては、監督員と協議の上搬送すること。又、処分については建築廃材同様関係法令に従い分別処理を行うこと。

工　事　区　分　表

1．○印の付いたものを適用する。
2．○が重複する項目は、それぞれの区分が必要とする工事を自ら行う。
3．この工事区分表は、施工上密接に関連する各工事において、材料や作業がどの工事に含まれているかを明確にするために共通事項として添付しているものである。
　よって、本工事の設計図書に記載されていない、工事範囲外の項目も含んでおり、本工事の具体の工事内容を示すものではないことに留意すること。

項目 名称	区分 摘要	建築	電気	機械	建築（土木）	機構	備考
直接仮設		○	○	○			
工事用の各種使用料金	上下水道・ガス・電気・通信等	○	○	○			
関係官公署への申請手続き	（同届出費用含）	○	○	○			
コンクリート穴あけ	梁、壁木製型枠入		○	○			
〃	梁、壁スリーブ入れ		○	○			
〃	床スラブ木製型枠入		○	○			
〃	床スラブスリーブ入れ		○	○			
同上開口部補強	鉄筋切断及び補強筋入れ	○	○	○			
配管ダクト類の防水貫通部	補修等		○	○			
ＡＬＣパネルの穴あけ、補修	ダクト等の貫通部		○	○			
ＰＣ版の穴あけ	スリーブ入れ						
同上補修							
インサート	ＰＣ版						
インサート	コンクリート床						
天井点検口	点検口取付及び、開口部補強	○					
軽量鉄骨下地開口部墨出し	電気設備関係開口部		○				
〃	機械設備関係開口部			○			
軽量鉄骨下地開口部補強	天井及び壁、ボード切開		○	○			
各ボード等の切開	開口補強を必要としない場合	○	○	○			
特殊仕上材の穴あけ加工	天井、壁、床に取付ける器具等						
盤等重量物の下地補強	露出形器具取付用		○	○			
床点検口	点検口取付及び、開口部補強						
防火区画貫通部補修			○	○			
機器・配管取付後の補修	壁、床等		○	○			
流し台、ﾐﾆｷｯﾁﾝ、本体、水切	ステンレス製（含む排水金具）						
同上用配管接続	給排水用						
流し台	陶器製						
洗面器等取付化粧板							
ルーフドレン							
竪樋	防露工事共						
雨水排水管	第１桝から排水幹線までの配管						
〃	幹線の配管						
生活排水、実験排水管	建物及び第１桝までの配管						
〃	第１桝から排水幹線までの配管						
〃	幹線の配管						
大型機械基礎		○					
同上基礎上鉄骨架台			○				
機器用アンカーボルト	ボイラ等機械設備関係機器			○			
〃	自家発電機等電気設備関係機器		○				
一般機器類の基礎	仕上げ共		○	○			
屋外自立盤の基礎	仕上げ共						
屋外貯油槽	地下式						
共同溝	歩床コンクリート						
建物、共同溝接続トレンチ							
同上接続部止水板							
各種槽類	コンクリート製						
〃	ＳＵＳ、ＦＲＰ、鋼製						
〃	屋外大型のものの基礎						
〃	屋上設置のものの基礎						
換気扇取付	ダクトのあるもの			○			
〃	壁、サッシ等への取付（材共）			○			
同上用スイッチ			○				
同上用電源配線			○				
同上用枠、取付板等	木製、アルミ製、鉄製						
全熱交換器				○			
同上用スイッチ			○	○			配管配線は電気
外壁取付ガラリ	給排気用	○					
同上チャンバーボックス	ﾀﾞｸﾄ接続用(図示に区分特記のものを除く)			○			
同上ダクト接続用金物				○			
同上ダクト及び接続				○			
内壁取付ガラリ							
ガラリへの給排気ダクト接続				○			
空調用吹出・吸込口							
同上ダクト接続							
煙感知器連動防火戸							
同上用レリーズ	配管配線、ボックス共						
同上用煙感知器	リレー及びリレーまでの配管配線共						
排煙防火ダンパー	リレー取付まで①						
煙感知器連動シャッター	リレー取付まで②						
煙感知器連動防煙垂れ壁	リレー取付まで③						
上記①～③用煙感知器	リレーまでの配管配線共						

項目 名称	区分 摘要	建築	電気	機械	建築（土木）	機構	備考
道路側溝用排水	Ｌ型・Ｕ型と管敷設						
制御盤	制御盤以降の配管、配線共						
同上用電源配線	１次側接続まで						
屋内消火栓	消火ポンプ、制御盤						
屋内消火栓起動リレー							
同上表示灯及び起動装置							
自動火災報知器							
連結送水口	座板共						
独立煙突							
同上煙道	鋼板製						
同上雷保護設備							
配管配線用ピット							
盤、配管、ダクトの二重床開口	配線用フリーアクセスフロア等						
コンクリートシャフト点検口							
天井フック							
機械室、電気室の防音遮音処理		○					
衛生器具・器具取付・配管工事				○			撤去共
特殊サイズ鏡							
化粧用洗面器、鏡	化粧カウンターは除く						
便所の目皿・手摺				○			
便所のペーパーホルダー				○			撤去共
雷保護設備							
保守管理用タラップ、はしご							
室内テレビ用吊金物							
テレビアンテナ	取付共						
同上用基礎							
グリストラップ及び	コンクリート製						
ガソリントラップ	ステンレス鋼板製						
電動シャッターの配管配線	二次側。操作盤、押釦取付共						
同上用電源配線	一次側接続まで						
自動扉の配管配線	二次側						
同上用電源配線	一次側接続まで						
電気錠操作盤	読取装置共						
同上配管配線							
電気錠	配管配線、接続ボックスまで						
同上配管配線	操作盤～接続ボックスまで						
中央監視装置本体	関係機器、関係機器間配線を含む						
同上用電源配線	一次側接続まで						
同上用信号線	各メーターから装置まで						
ユニットバス本体	据付共						
同上用電源配線	一次側接続まで。ＳＷの取付配線共						
同上用配管	接続まで						
冷蔵、冷凍、恒温恒湿、ｼｰﾙﾄﾞ	現場製作						
防音、無響室等の内装	現場製作						
同上用電源配線	一次側接続まで						
同上用照明・コンセント	電源配管配線、接続ボックス共						
同上用配管	接続まで						
冷蔵、冷凍、恒温恒湿、ｼｰﾙﾄﾞ	プレハブ型						
防音、無響室等の内装	プレハブ型						
同上用電源配線	一次側接続まで						
同上用照明・コンセント	電源配管配線、接続ボックス共						
同上用配管	接続まで						
芝生、種子吹付け							
法枠、モルタル吹付け							
コンクリート擁壁							
植栽							
窓アルミパネルの穴開け	ダクト等の貫通部		○	○			
和便器の撤去及び補修	配管は除く	○		○			
便器等の一時撤去、再取付	調整含む			○			
燃料タンク室の躯体		○					
非常用発電機室の改修		○					
消火器				○			
同上表示及び収納箱		○					
既存スラブ及び壁の穴あけ	補修共	○	○	○			
各種穴あけの鉄筋探査		○	○	○			
オイルタンクの防油提、油溜		○					

特記事項及凡例	設計業務名：国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務（建築・設備）	施設管理課長 / 施設管理課 / 独立行政法人 国立青少年教育振興機構	事務所名：株式会社フタバ設計 管理建築士 坂本 哲也 一級建築士登録 第108765号	工事名：国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 ライフライン改修工事	A1：NON A3：NON
				図面名：特記仕様書④・工事区分表	A-04

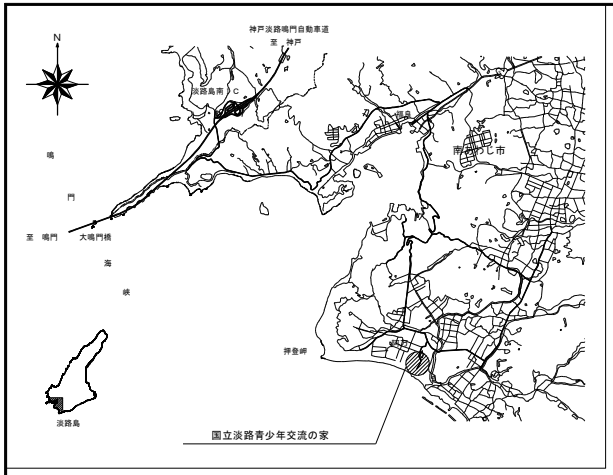

案 内 図　non

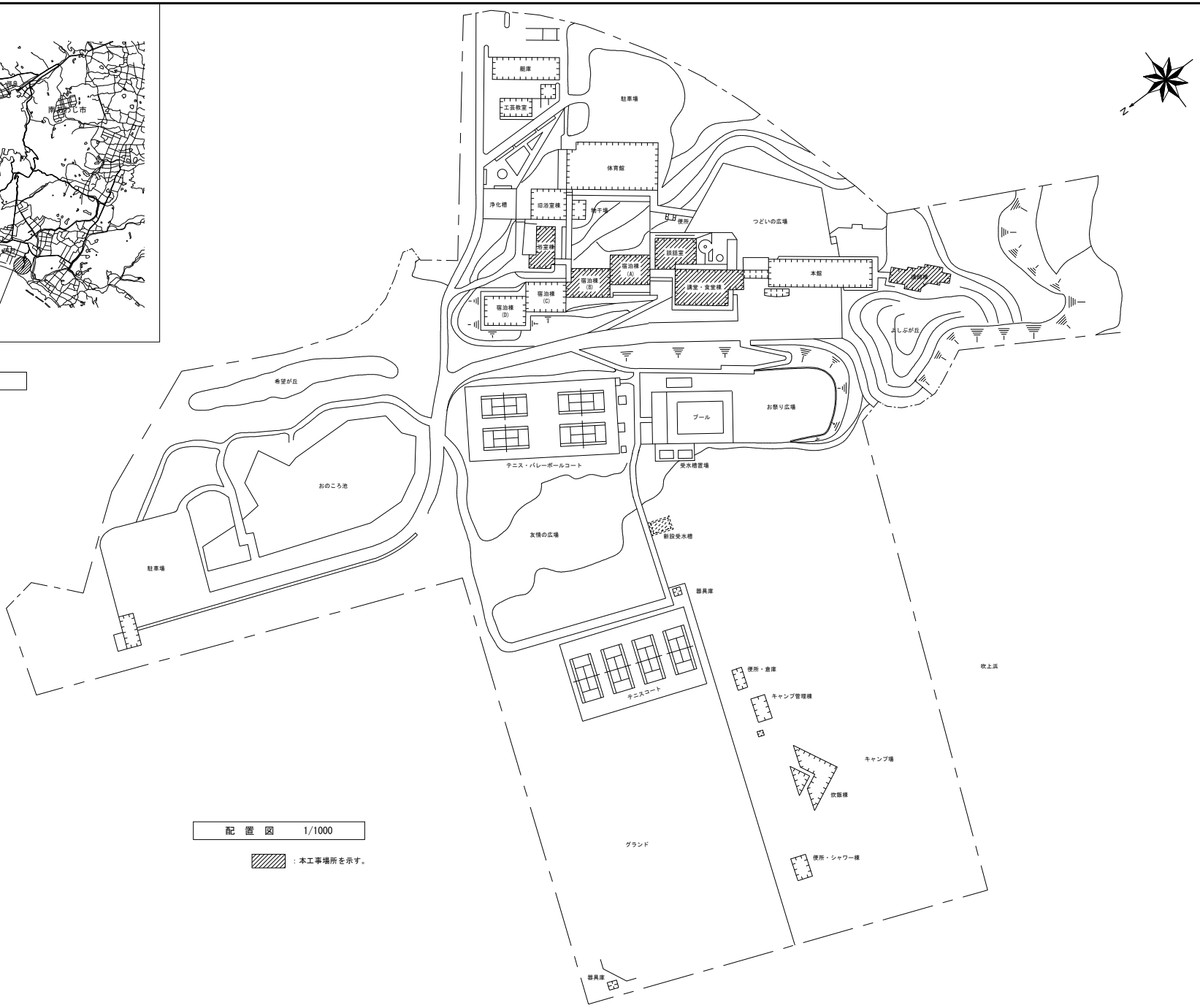

配 置 図　1/1000

：本工事場所を示す。

特記事項及凡例		設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務（建築・設備）	施設管理課長 / 施設管理課 独立行政法人 国立青少年教育振興機構	事務所名 株式会社フタバ設計 管理建築士 坂本 哲也 一級建築士登録 第108765号	工事名 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 ライフライン改修工事	A1：1/1000 A3：1/2000
					図面名 案内図・配置図	A-05

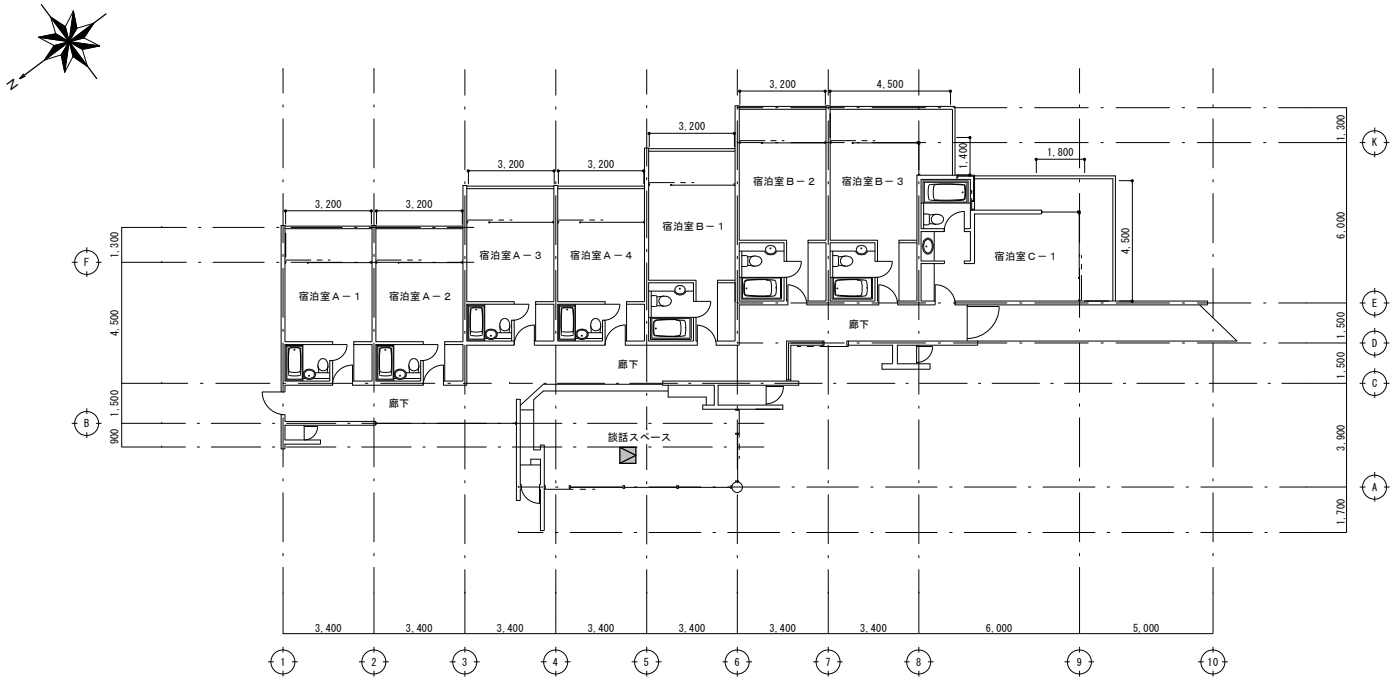

講師棟平面図

工事概要	対象室
天井点検口取付（空調設備改修に伴う設置）	談話スペース

特記事項及凡例	アルミ製天井点検口（６００角）設置	設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務（建築・設備）	施設管理課長	施設管理課	事務所名 株式会社フタバ設計 管理建築士 坂本 哲也 一級建築士登録 第108765号	工事名 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 ライフライン改修工事	A1：1/100 A3：1/200
			独立行政法人 国立青少年教育振興機構			図面名 講師棟 平面図	A-06

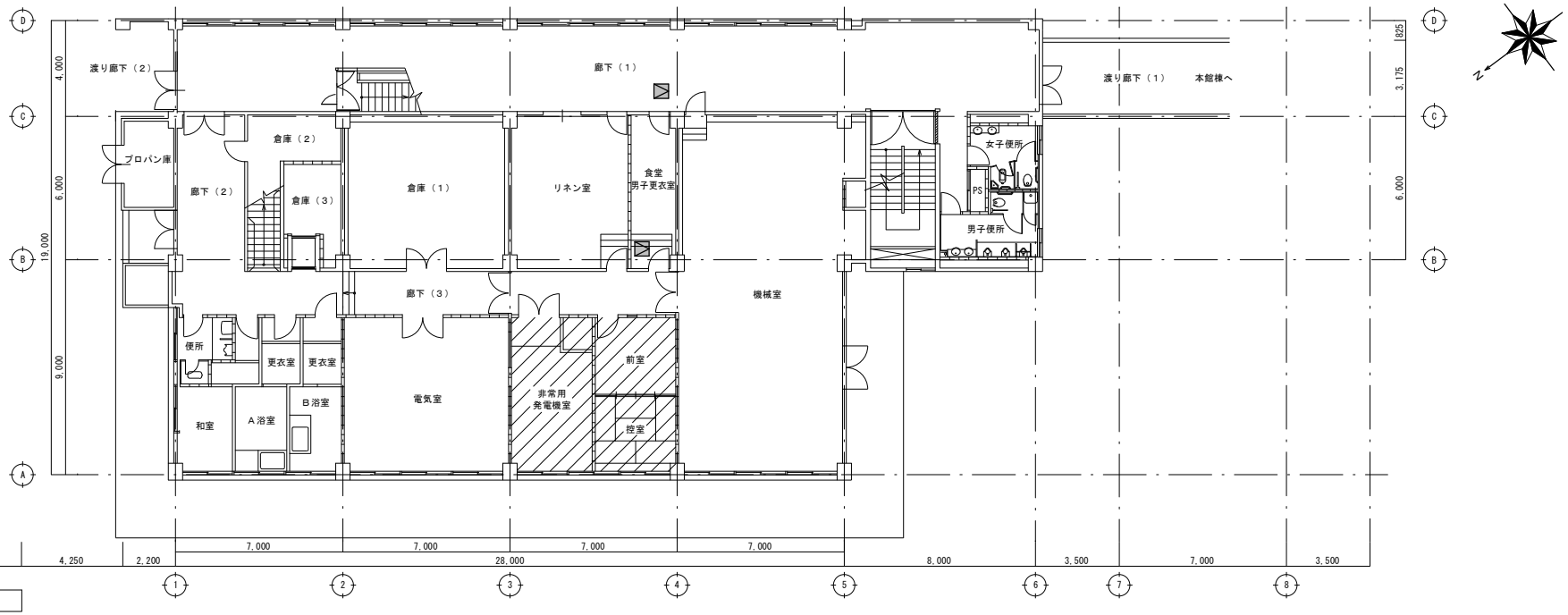

講堂・食堂棟１階平面図

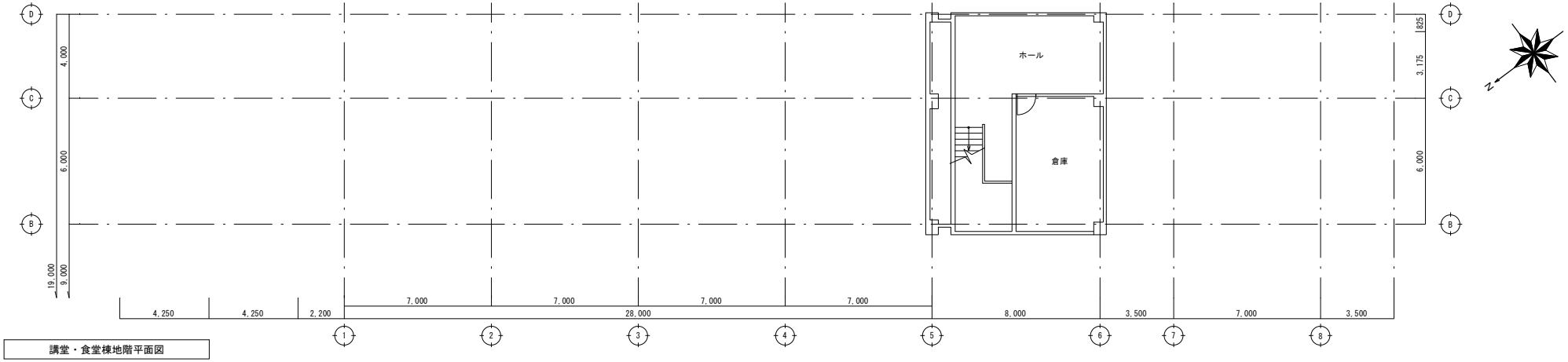

講堂・食堂棟地階平面図

工事概要	対象室
非常用発電機室拡幅に伴う建築改修	非常用発電機室、前室、控室
天井点検口取付（非常用発電設備改修に伴う設置）	食堂男子更衣室、廊下（１）

特記事項及凡例	工事範囲を示す アルミ製天井点検口（６００角）設置	設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務（建築・設備）	施設管理課長 / 施設管理課 独立行政法人 国立青少年教育振興機構	事務所名 株式会社フタバ設計 管理建築士 坂本 哲也 一級建築士登録 第108765号	工事名 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 ライフライン改修工事	A1：1/100 A3：1/200
					図面名 講堂・食堂棟 地階・１階平面図	A-07

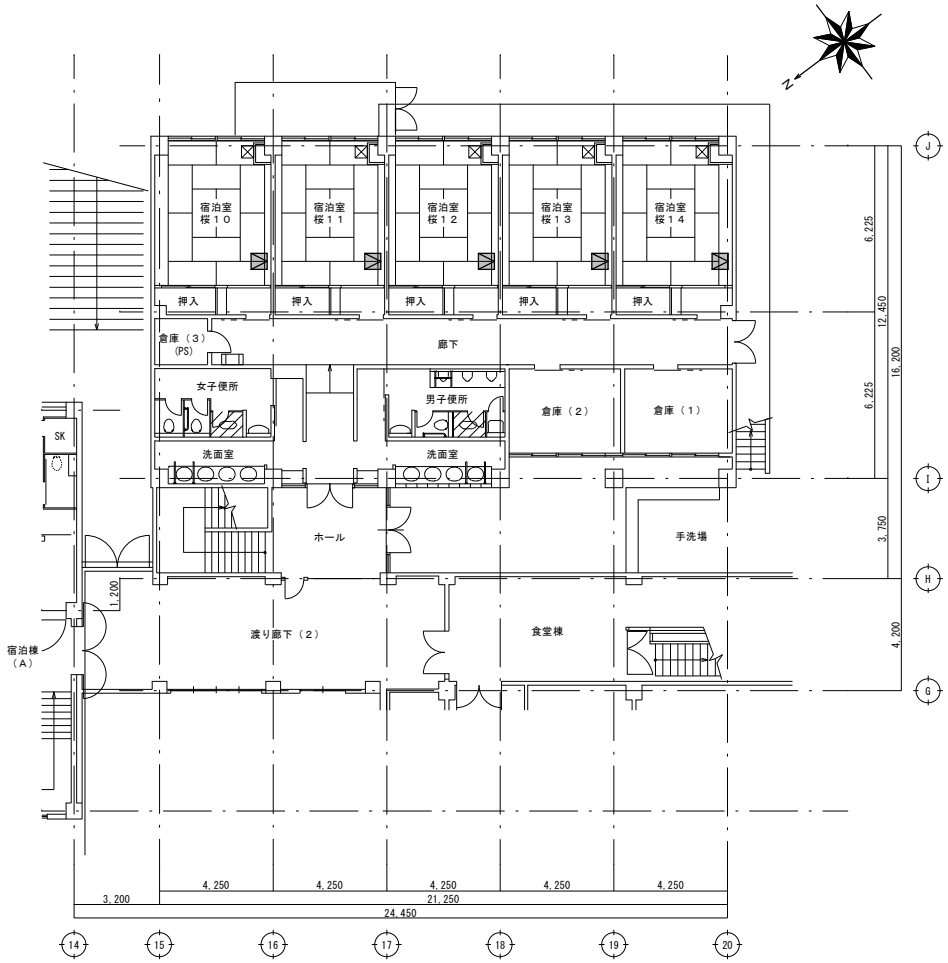

談話棟１階平面図

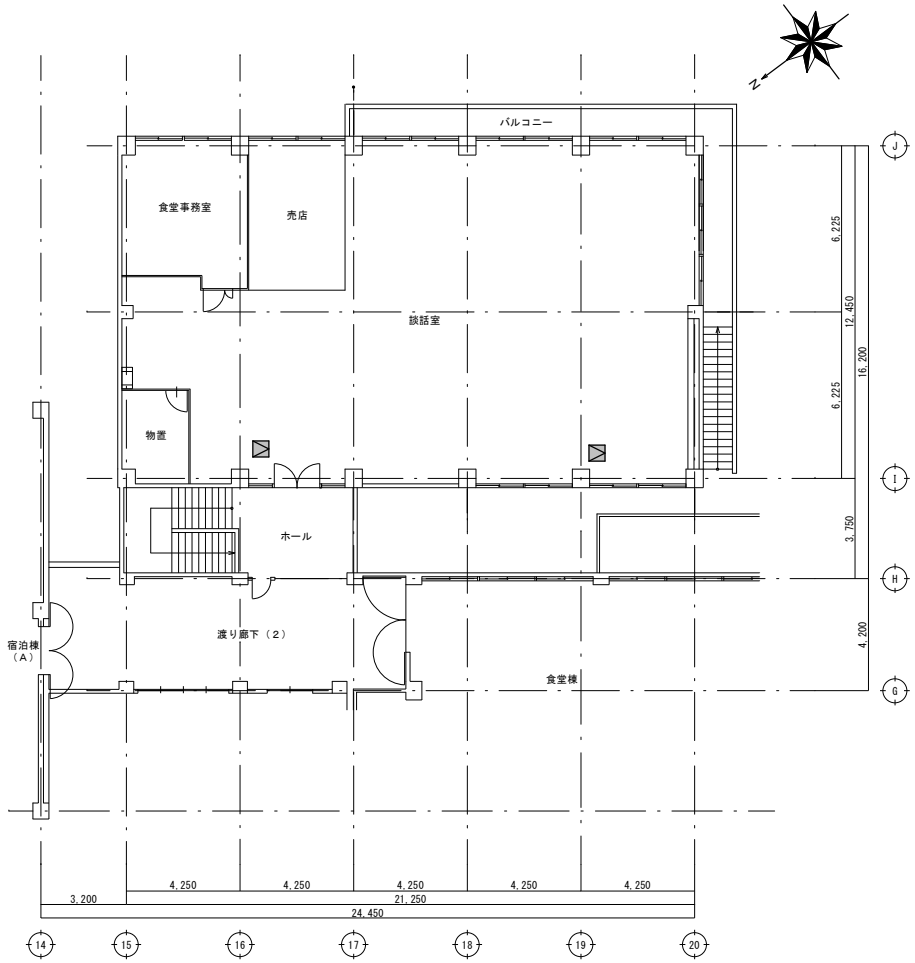

談話棟２階平面図

工事概要	対象室
天井点検口取付（空調設備改修に伴う設置）	１階：宿泊室桜１０、桜１１、桜１２、桜１３、桜１４　　２階：談話室
既存和式便器の洋式便器への改修（建築のみ）	１階：男子便所、女子便所
トイレブースの部分更新	同上

特記事項及凡例	工事範囲を示す アルミ製天井点検口（６００角）設置	設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務（建築・設備）	施設管理課長	施設管理課	事務所名 株式会社フタバ設計 管理建築士 坂本 哲也 一級建築士登録 第108765号	工事名 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 ライフライン改修工事	A1：1/100 A3：1/200
			独立行政法人 国立青少年教育振興機構			図面名 談話棟　平面図	A-08

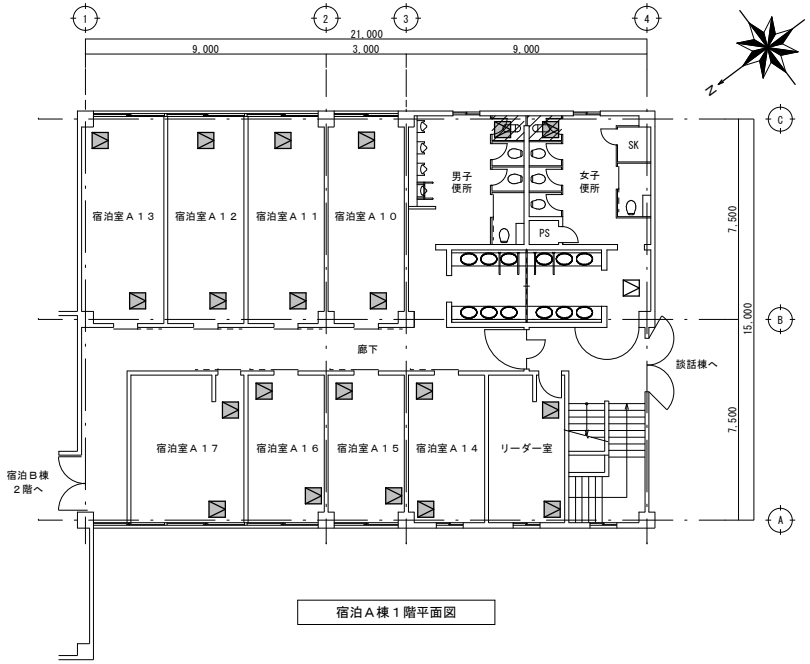

宿泊Ａ棟１階平面図

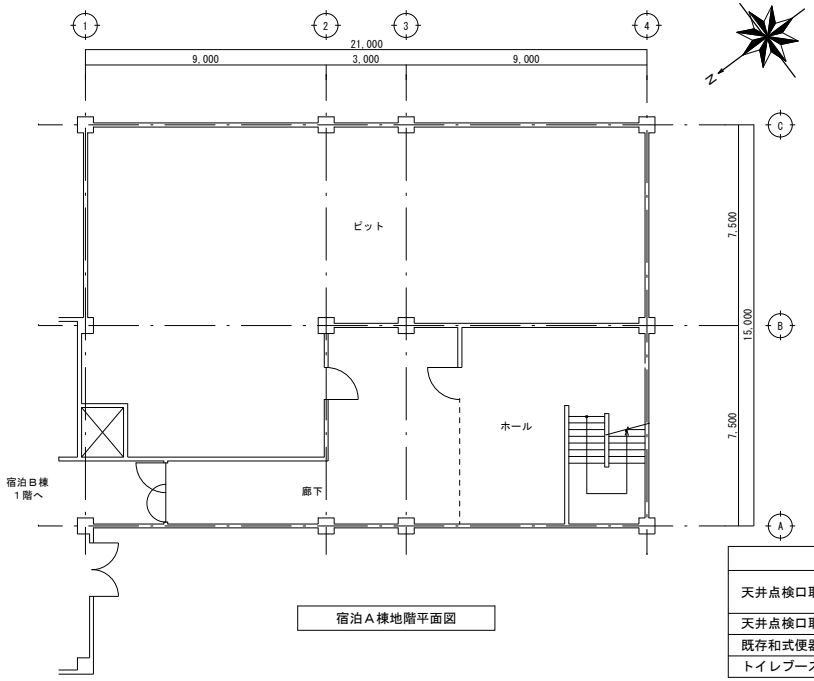

宿泊Ａ棟地階平面図

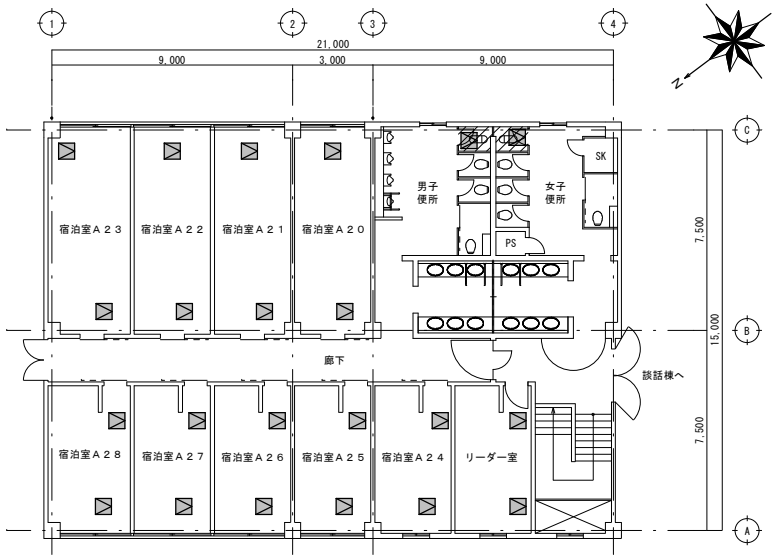

宿泊Ａ棟２階平面図

工事概要	対象室
天井点検口取付（空調設備改修に伴う設置）	１階：宿泊室Ａ１０、Ａ１１、Ａ１２、Ａ１３、Ａ１４，Ａ１５、Ａ１６，Ａ１７、リーダー室 ２階：宿泊室Ａ２０、Ａ２１、Ａ２２、Ａ２３、Ａ２４，Ａ２５、Ａ２６、Ａ２７，Ａ２８、リーダー室
天井点検口取付（洋式便器への改修に伴う設置）	１階：男子便所、女子便所　　２階：男子便所、女子便所
既存和式便器の洋式便器への改修（建築のみ）	同上
トイレブースの部分更新	同上

特記事項及凡例	工事範囲を示す アルミ製天井点検口（６００角）設置	設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務（建築・設備）	施設管理課長	施設管理課	事務所名 株式会社フタバ設計 管理建築士 坂本 哲也 一級建築士登録 第108765号	工事名 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 ライフライン改修工事	A1：1/100 A3：1/200
			独立行政法人 国立青少年教育振興機構			図面名 宿泊Ａ棟　平面図	A-09

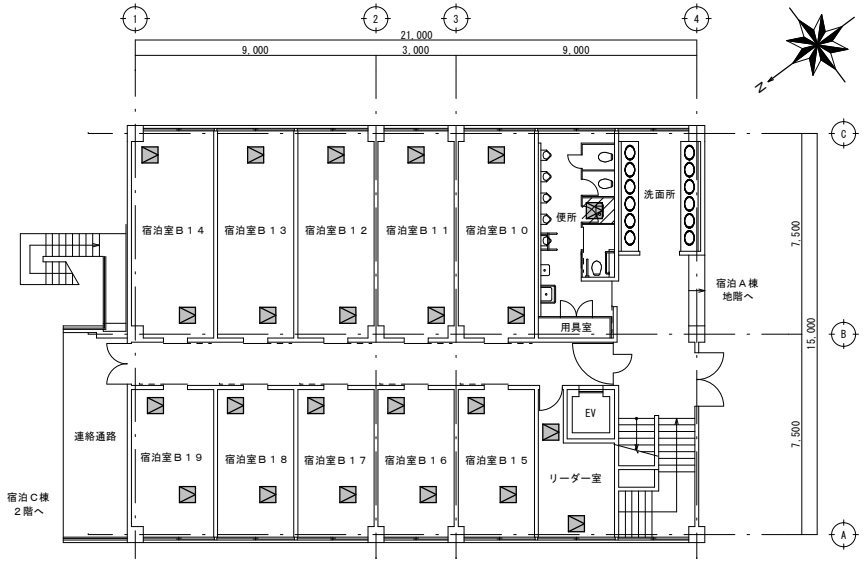

宿泊Ｂ棟１階平面図

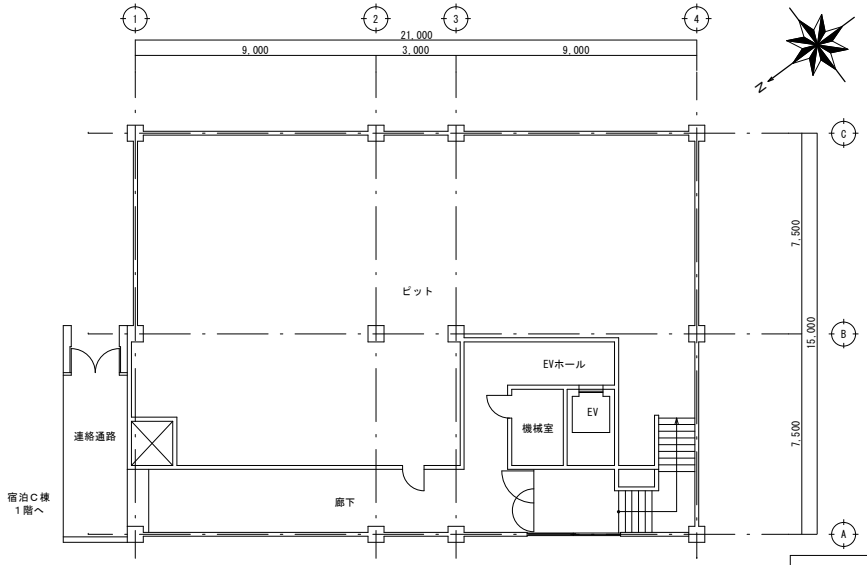

宿泊Ｂ棟地階平面図

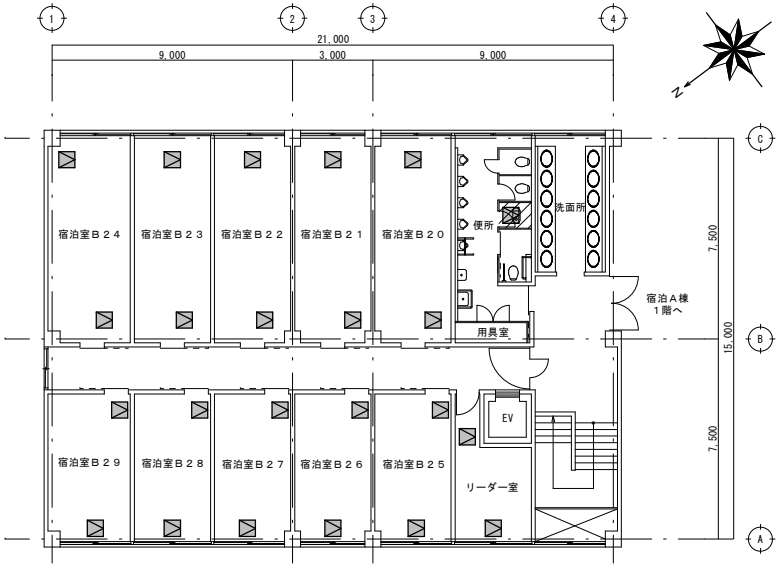

宿泊Ｂ棟２階平面図

工事概要	対象室
天井点検口取付（空調設備改修に伴う設置）	１階：宿泊室Ｂ１０、Ｂ１１、Ｂ１２、Ｂ１３、Ｂ１４、Ｂ１５、Ｂ１６、Ｂ１７、Ｂ１８、Ｂ１９、リーダー室 ２階：宿泊室Ｂ２０、Ｂ２１、Ｂ２２、Ｂ２３、Ｂ２４、Ｂ２５、Ｂ２６、Ｂ２７、Ｂ２８、Ｂ２９、リーダー室
天井点検口取付（洋式便器への改修に伴う設置）	１階：便所　　２階：便所
既存和式便器の洋式便器への改修（建築のみ）	同上
トイレブースの部分更新	同上

特記事項及凡例	工事範囲を示す アルミ製天井点検口（６００角）設置	設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務（建築・設備）	施設管理課長	施設管理課	事務所名 株式会社フタバ設計 管理建築士 坂本 哲也 一級建築士登録 第108765号	工事名 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 ライフライン改修工事	A1：1/100 A3：1/200
			独立行政法人 国立青少年教育振興機構			図面名 宿泊Ｂ棟　平面図	A-10

談話棟１階便所廻り平面詳細図（改修前現況・撤去）

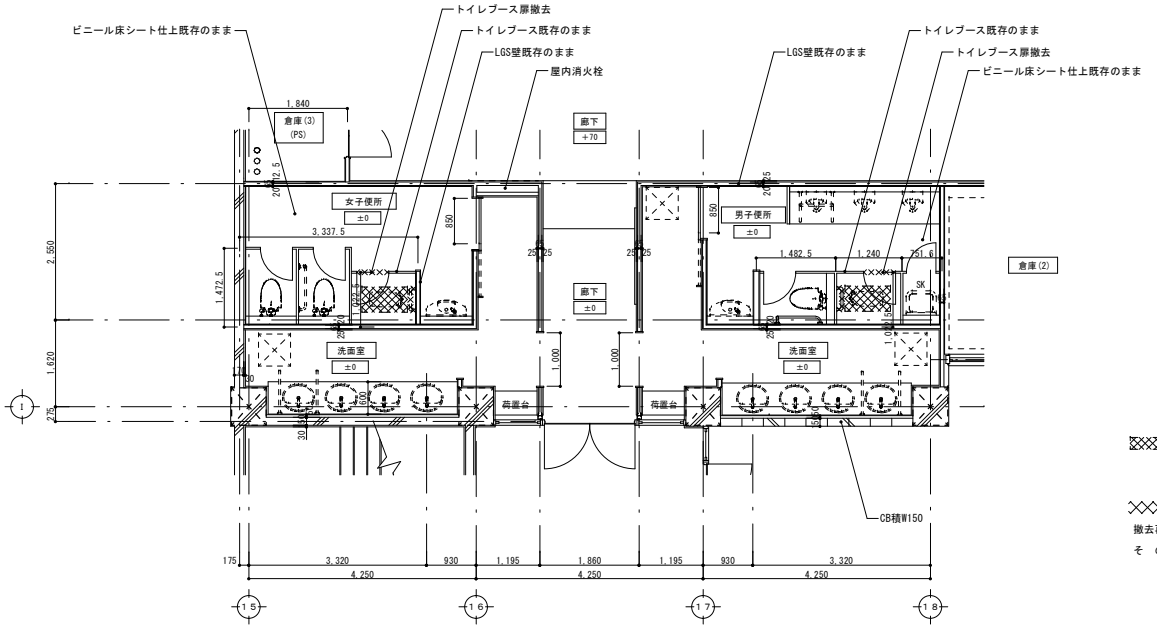

：和式便器の洋式化のためのスラブ改修範囲を示す（男子×１、女子×１）
更新後の洋便器廻りの床仕上は周囲と同等の
ビニール床シート（消臭・抗菌タイプ）ｔ2.0仕上とする

：トイレブースは扉開き勝手変更（外開き）とする（男子×１、女子×１）

撤去再取付 ：和便器ブース内紙巻ホルダー（男子×１、女子×１）
そ　の　他 ：和便器用手摺撤去、和便器ブース内の紙巻器は撤去の上、新設とする
設備工事

談話棟１階便所廻り平面詳細図（改修後）

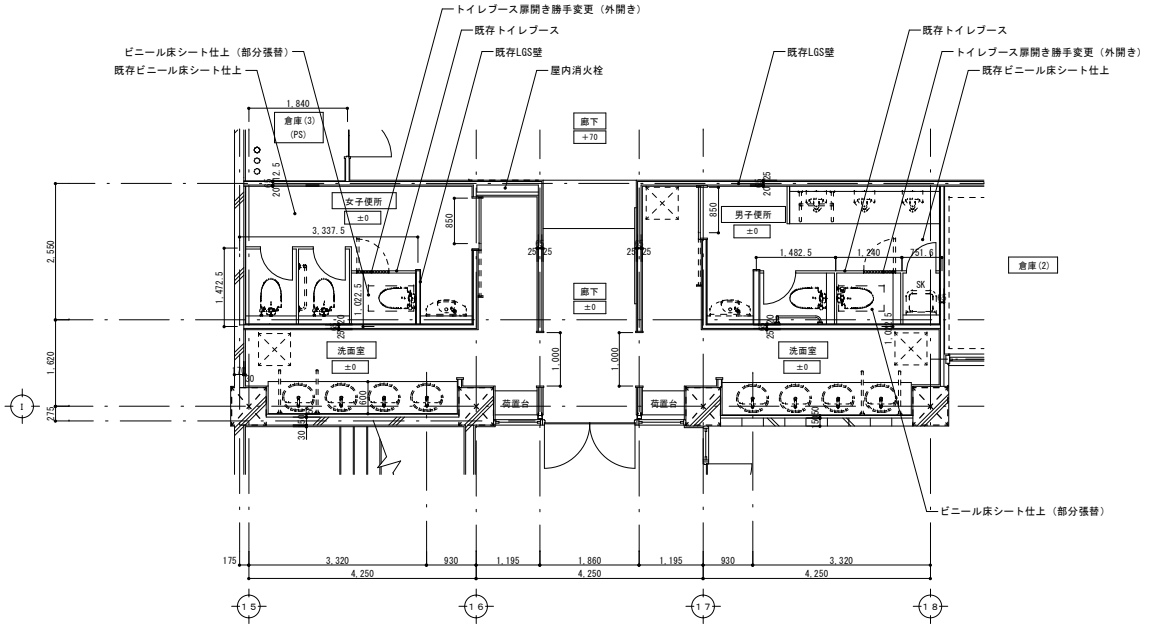

特記事項及凡例		設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務（建築・設備）	施設管理課長 / 施設管理課 独立行政法人 国立青少年教育振興機構	事務所名 株式会社フタバ設計 管理建築士 坂本 哲也 一級建築士登録 第108765号	工事名 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 ライフライン改修工事	A1：1/50 A3：1/100
					図面名 談話棟　便所廻り平面詳細図（改修前・改修後）	A-11

Ａ棟１階便所廻り平面詳細図（改修前現況・撤去）

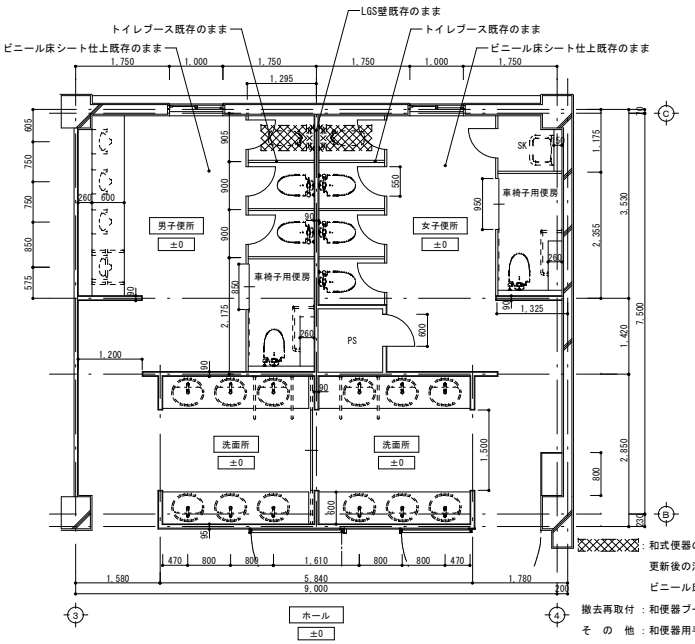

：和式便器の洋式化のためのスラブ改修範囲を示す（男子×１、女子×１）
更新後の洋便器廻りの床仕上は周囲と同等の
ビニール床シート（消臭・抗菌タイプ）ｔ2.0仕上とする

撤去再取付：和便器ブース扉、和便器ブース内紙巻ホルダー（男子×１、女子×１）
その　他：和便器用手摺撤去、和便器ブース内の紙巻器は撤去の上、新設とする
設備工事

Ａ棟２階便所廻り平面詳細図（改修前現況・撤去）

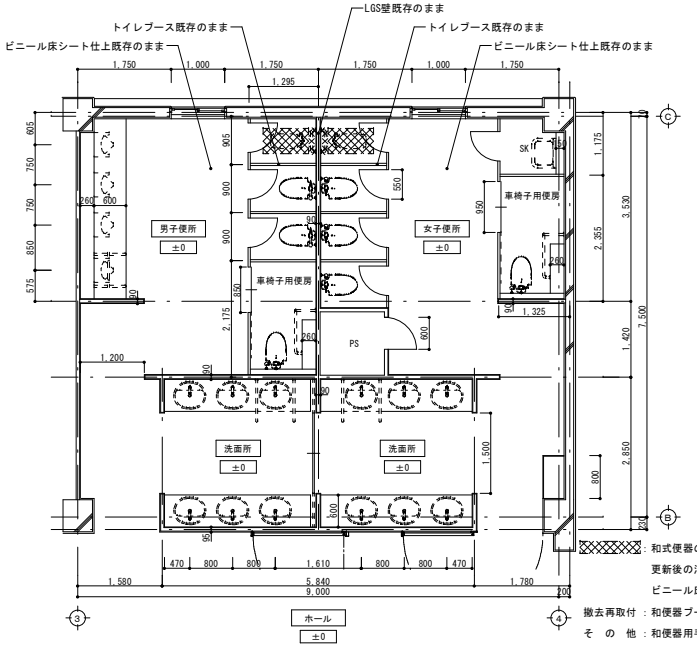

：和式便器の洋式化のためのスラブ改修範囲を示す（男子×１、女子×１）
更新後の洋便器廻りの床仕上は周囲と同等の
ビニール床シート（消臭・抗菌タイプ）ｔ2.0仕上とする

撤去再取付：和便器ブース扉、和便器ブース内紙巻ホルダー（男子×１、女子×１）
その　他：和便器用手摺撤去、和便器ブース内の紙巻器は撤去の上、新設とする
設備工事

Ａ棟１階便所廻り平面詳細図（改修後）

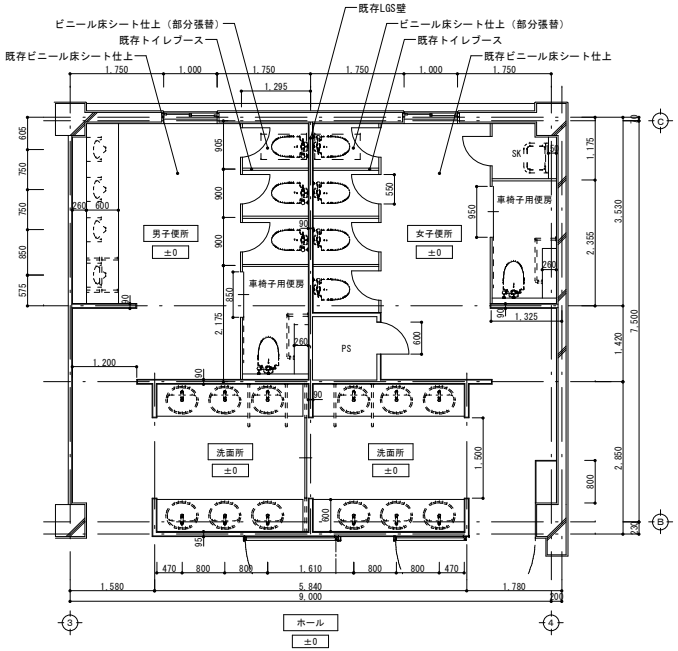

Ａ棟２階便所廻り平面詳細図（改修後）

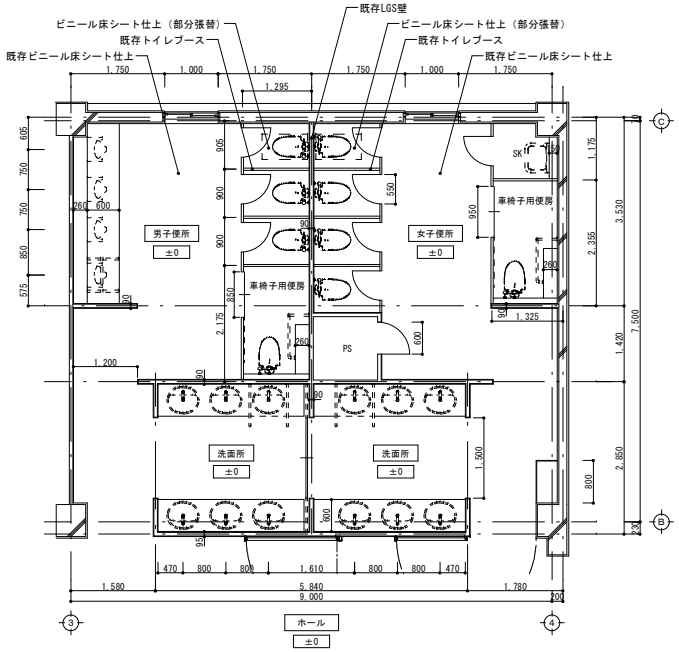

特記事項及凡例	・スラブ改修のための下階天井部分開口は必要最小限とし、改修後は現況同等に復旧すること。	設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務（建築・設備）	施設管理課長 / 施設管理課 独立行政法人 国立青少年教育振興機構	事務所名 株式会社フタバ設計 管理建築士 坂本 哲也 一級建築士登録 第108765号	工事名 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 ライフライン改修工事	A1：1/50 A3：1/100
					図面名 宿泊Ａ棟 便所廻り平面詳細図（改修前・改修後）	A-12

Ｂ棟１階便所廻り平面詳細図（改修前現況・撤去）

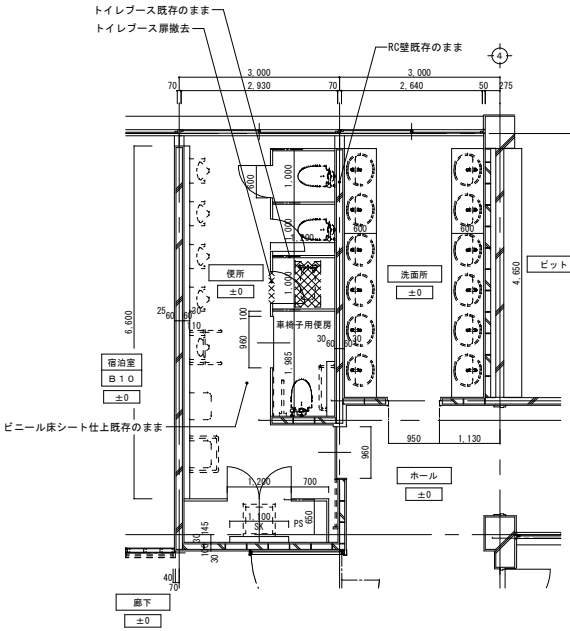

：和式便器の洋式化のためのスラブ改修範囲を示す（便所×１）
更新後の洋便器廻りの床仕上は周囲と同等の
ビニール床シート（消臭・抗菌タイプ）ｔ2.0仕上とする
：トイレブースは扉開き勝手変更（外開き）とする（便所×１）
撤去再取付：和便器ブース内紙巻ホルダー（便所×１）
その他：和便器用手摺撤去、和便器ブース内の紙巻器は撤去の上、新設とする
設備工事

Ｂ棟２階便所廻り平面詳細図（改修前現況・撤去）

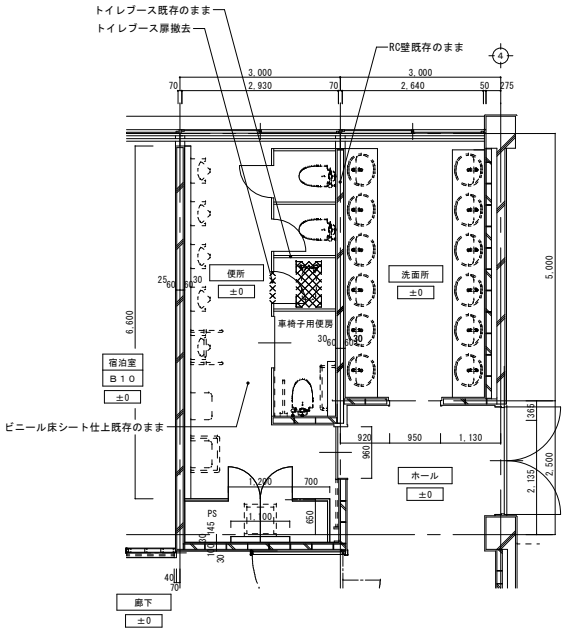

：和式便器の洋式化のためのスラブ改修範囲を示す（便所×１）
更新後の洋便器廻りの床仕上は周囲と同等の
ビニール床シート（消臭・抗菌タイプ）ｔ2.0仕上とする
：トイレブースは扉開き勝手変更（外開き）とする（便所×１）
撤去再取付：和便器ブース内紙巻ホルダー（便所×１）
その他：和便器用手摺撤去、和便器ブース内の紙巻器は撤去の上、新設とする
設備工事

Ｂ棟１階便所廻り平面詳細図（改修後）

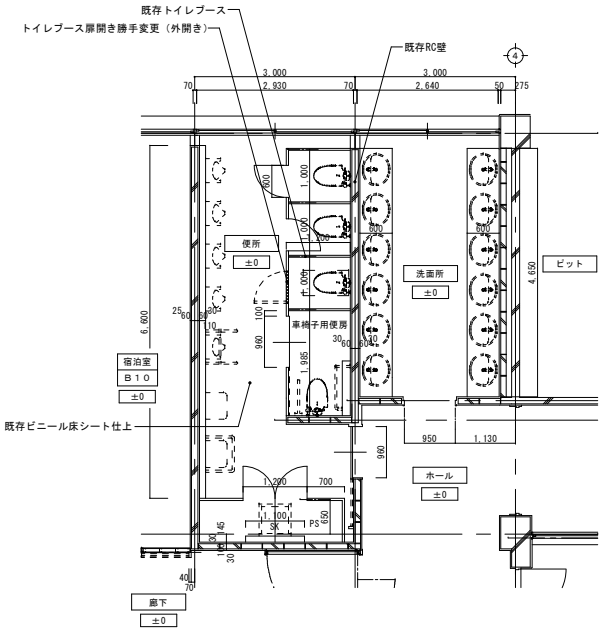

Ｂ棟２階便所廻り平面詳細図（改修後）

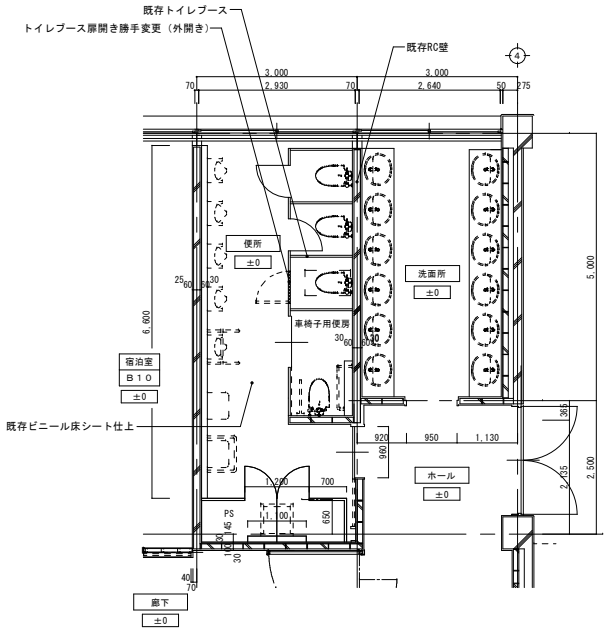

特記事項及凡例	・スラブ改修のための下階天井部分開口は必要最小限とし、改修後は現況同等に復旧すること。	設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務（建築・設備）	施設管理課長 / 施設管理課 独立行政法人 国立青少年教育振興機構	事務所名 株式会社フタバ設計 管理建築士 坂本 哲也 一級建築士登録 第108765号	工事名 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 ライフライン改修工事 図面名 宿泊Ｂ棟 便所廻り平面詳細図（改修前・改修後）	A1：1/50 A3：1/100 A-13

食堂棟　非常用発電機室廻り平面詳細図（改修前現況・撤去）

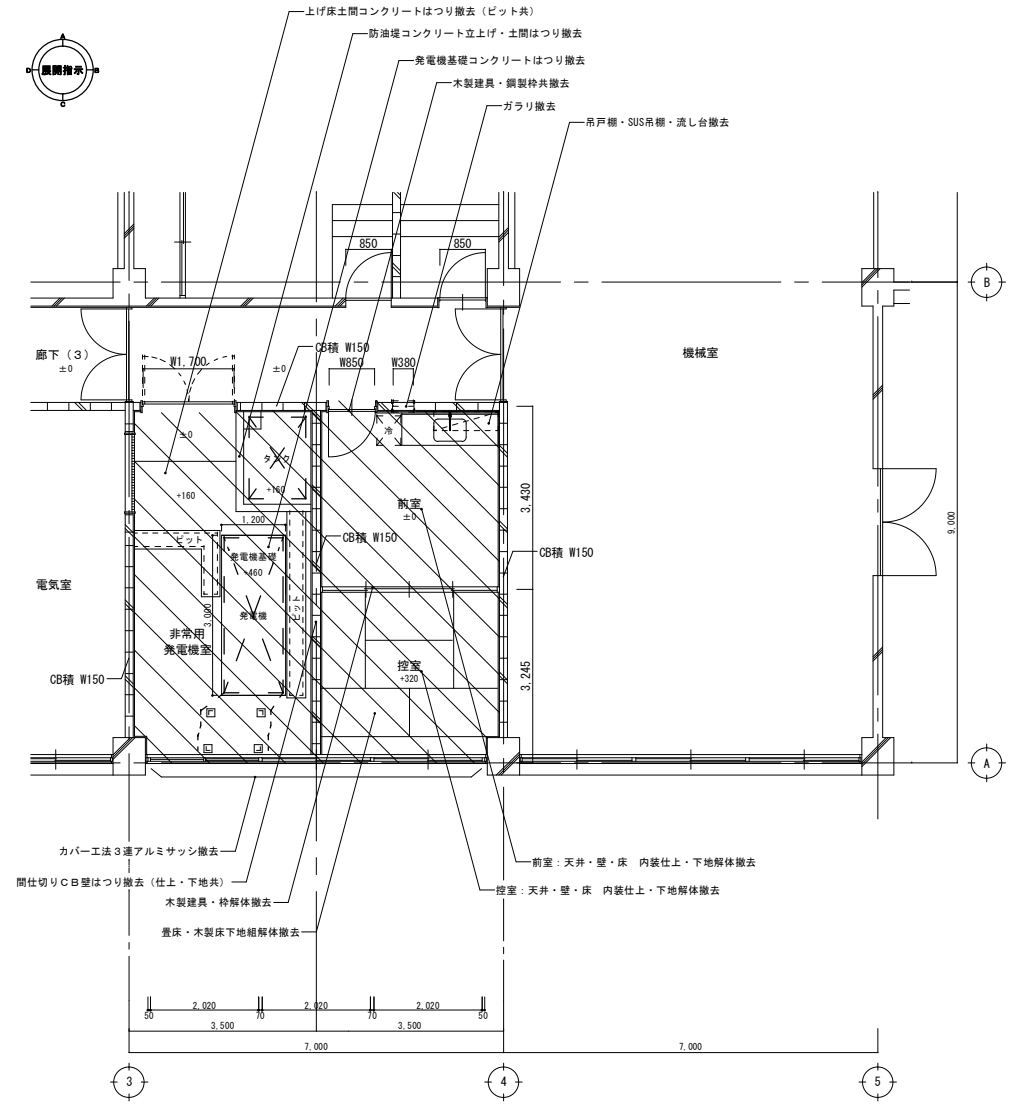

■ 非常用発電機室 内装

床	（下地）RC土間	（仕上）モルタルコテ押え
巾木	（下地）RC壁	（仕上）素地
壁	（下地）既存RC・既存CB	（仕上）グラスウールボード
天井	（下地）RCスラブ	（仕上）グラスウールボード

■ 前室 内装

床	（下地）RC土間＋モルタル	（仕上）ビニール床シート
巾木	（下地）RC壁	（仕上）ビニール巾木
壁	（下地）既存CB・既存RC	（仕上）石膏ボード＋塗装（一部タイル）
天井	（下地）RCスラブ＋木製野縁組	（仕上）ケイカル板＋塗装

■ 控室 内装

床	（下地）木製床組＋ベニヤｔ12	（仕上）タタミ（一部板間）
巾木	なし	
壁	（下地）既存CB・既存RC	（仕上）石膏ボード＋クロス
天井	（下地）RCスラブ＋木製野縁組	（仕上）化粧石膏ボード＋塗装

食堂棟　非常用発電機室廻り平面詳細図（改修後）

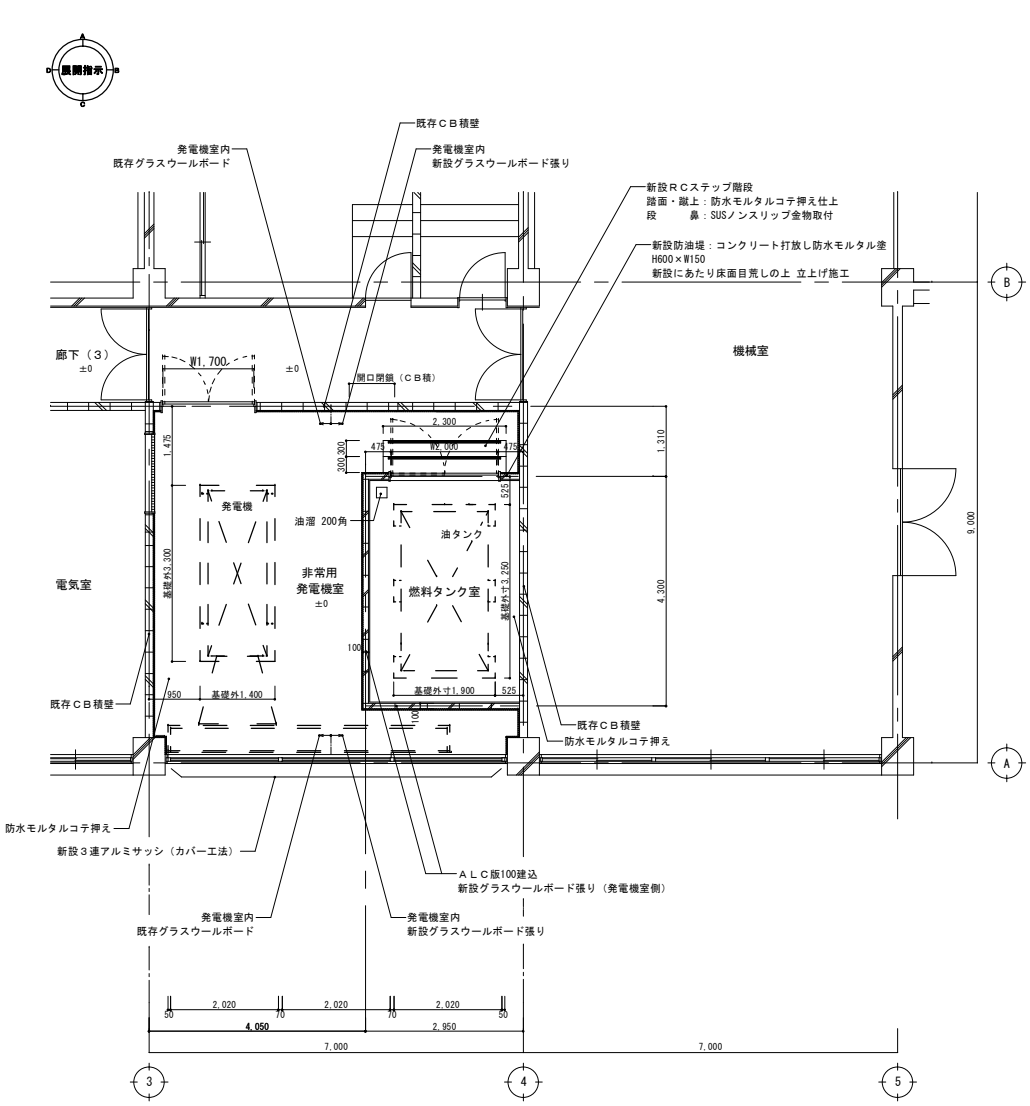

■ 非常用発電機室 内装

床	（下地）既存RC土間	（仕上）防水モルタルコテ押え
巾木	（下地）既存RC	（仕上）防水モルタルコテ押え
壁	（下地）既存RC・既存CB・新設ALC	（仕上）既存及び新設グラスウールボード張り t25
天井	（下地）既存RCスラブ	（仕上）既存及び新設グラスウールボード張り t50

■ 燃料タンク室 内装

床	（下地）既存RC土間	（仕上）防水モルタルコテ押え
巾木	（下地）既存RC	（仕上）防水モルタルコテ押え
壁	（下地）既存CB・新設ALC	（仕上）素地
天井	（下地）既存RCスラブ	（仕上）素地

特記事項及凡例		設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務（建築・設備）	施設管理課長 / 施設管理課 独立行政法人 国立青少年教育振興機構	事務所名 株式会社フタバ設計 管理建築士 坂本 哲也 一級建築士登録 第108765号	工事名 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 ライフライン改修工事 図面名 食堂棟　非常用発電機室廻り平面詳細図（改修前・改修後） A1：1/50 A3：1/100 A-14

食堂棟 非常用発電機室廻り矩計図（改修前現況・撤去）

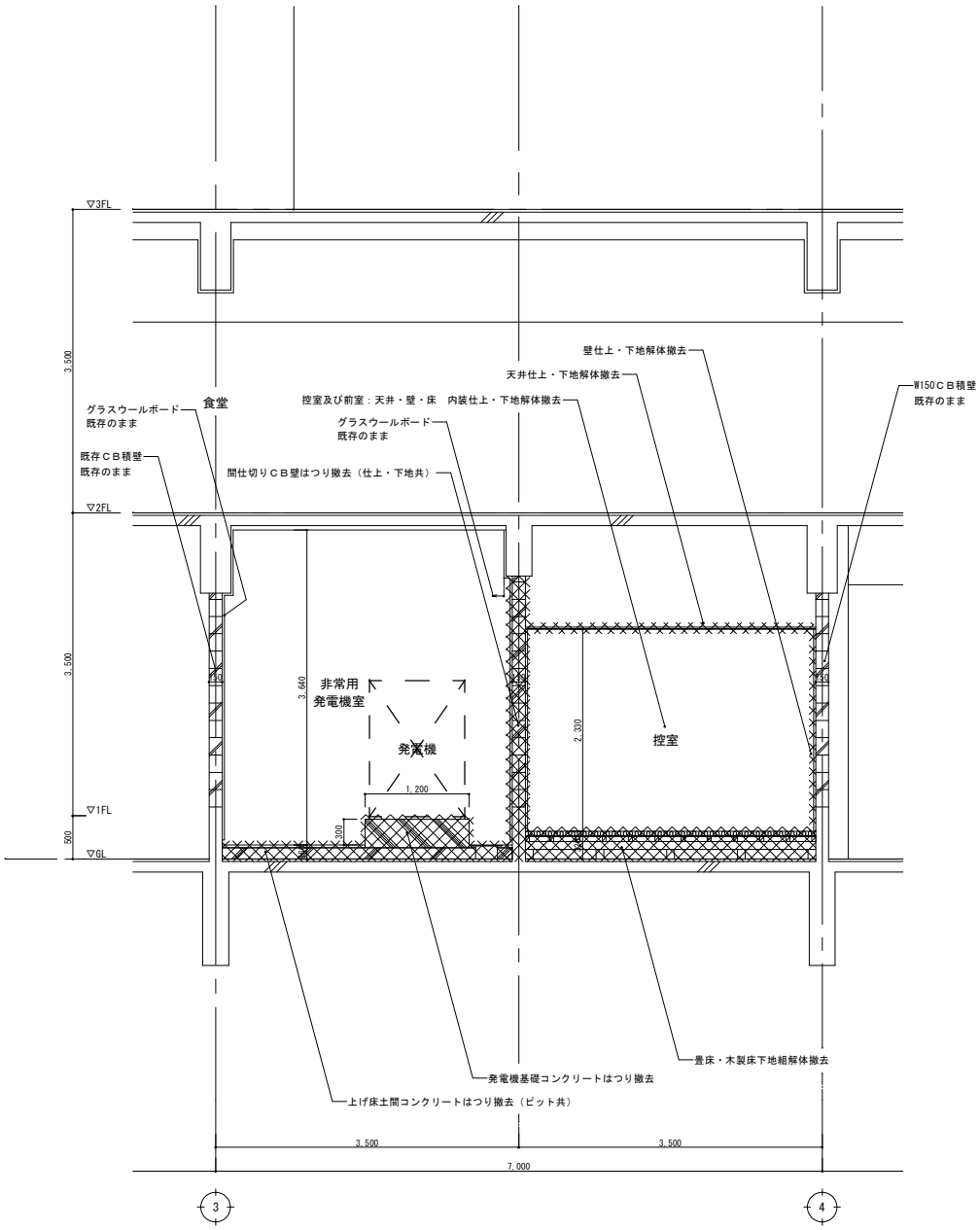

食堂棟 非常用発電機室廻り矩計図（改修後）

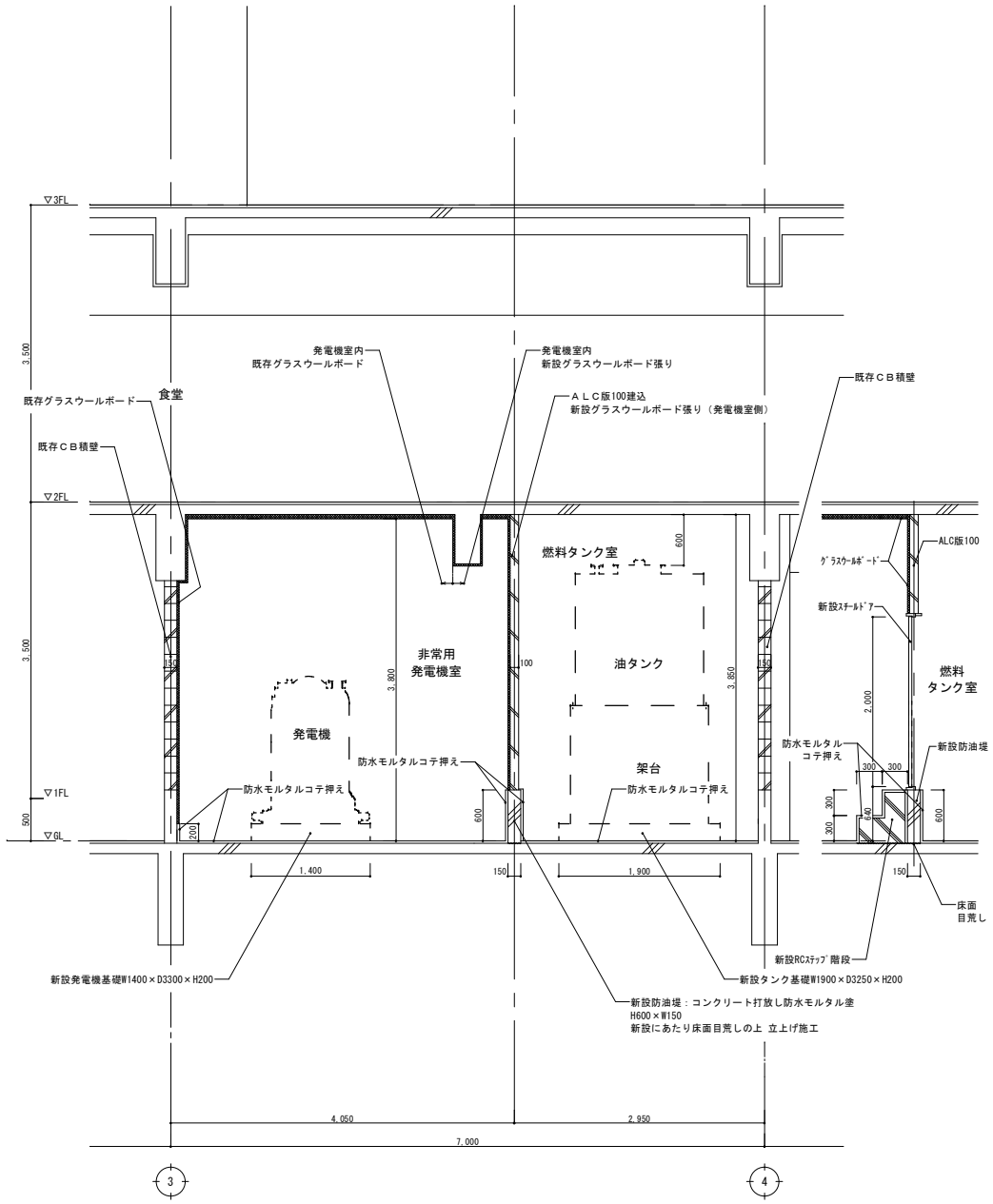

特記事項及凡例		設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務（建築・設備）	施設管理課長 / 施設管理課 独立行政法人 国立青少年教育振興機構	事務所名 株式会社フタバ設計 管理建築士 坂本 哲也 一級建築士登録 第108765号	工事名 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 ライフライン改修工事	A1：1/30 A3：1/60
					図面名 食堂棟 非常用発電機室廻り矩計図（改修前・改修後）	A-15

改修前

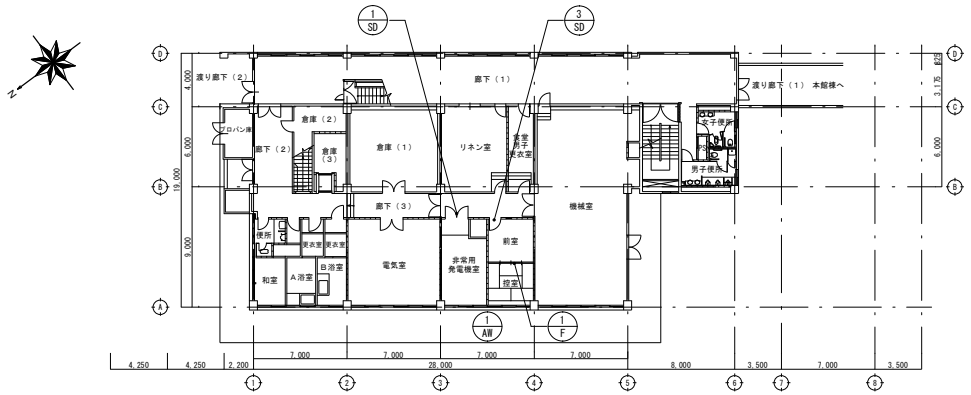

講堂・食堂棟１階建具配置図　1/200

改修後

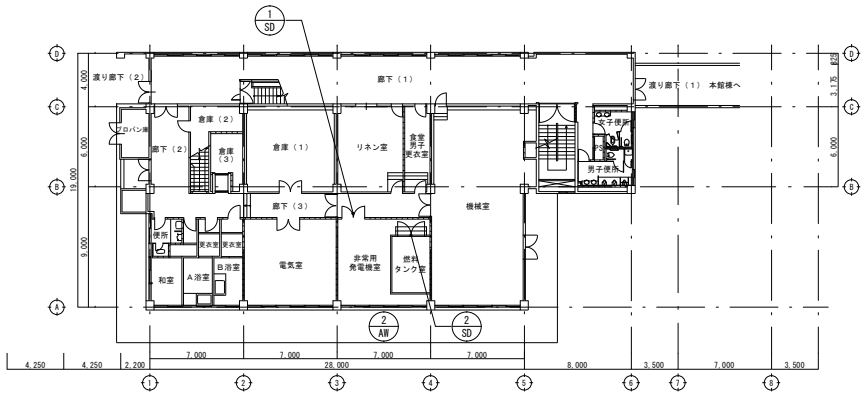

講堂・食堂棟１階建具配置図　1/200

符号	1/SD 既存のまま	2/SD 新設	3/SD 撤去	1/F 撤去
型式	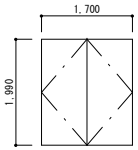 特定防火設備	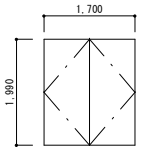 特定防火設備	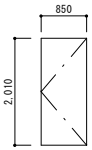	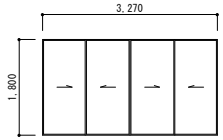
室名・構造	非常用発電機室　スチール製両引きフラッシュドア	燃料タンク室　スチール製両開きドア	控室　スチール製片開きドア	控室　４枚引違いフスマ
金物	スチール枠、SUS丁番、フランス落し、ドアクローザー、シリンダー箱錠	SUS丁番、レバーハンドル錠、フランス落し、沓摺(SUS)、ドアクローザー、閉鎖順位調整器、アルミ額縁	スチール枠、SUS丁番、ドアクローザー、シリンダー箱錠	引手
仕上・硝子	塗装仕上	SOP塗	塗装仕上	フスマ紙
数量・見込	１か所　１００mm	１か所　１００mm	１か所　１００mm	１か所　２２mm

符号	1/AW 撤去	2/AW 新設		
型式	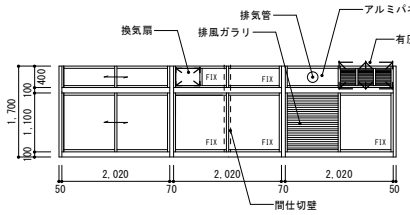	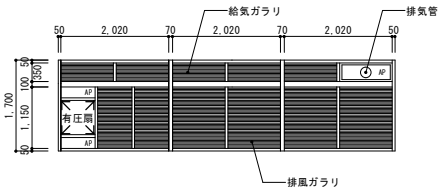		
室名・構造	非常用発電機室・控室　アルミ製３連サッシ（カバー工法）	非常用発電機室　アルミ製ガラリサッシ（カバー工法、シーリング仕舞、既存枠防錆塗装共）		
金物	アングル４方、クレセント、方立、無目	アングル４方、方立、無目、アルミ額縁、内外額縁、水切、ガラリ部網戸（ガラス繊維）		
仕上・硝子	ＦＷ t=6.8	アルミ板 t=3.0、ガラリ（開口率５０%）		
数量・見込	１か所　７０mm	１か所　７０mm		

特記事項及凡例	
ガラス記号	
Ｆ：透明ガラス	
ＰＷ：網入り透明ガラス	
ＦＷ：網入り型ガラス	

設計業務名：国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務（建築・設備）

施設管理課長　施設管理課

独立行政法人 国立青少年教育振興機構

事務所名：株式会社フタバ設計
管理建築士　坂本　哲也
一級建築士登録　第108765号

工事名：国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 ライフライン改修工事

A1：1/200,50
A3：1/400,100

図面名：講堂・食堂棟　建具配置図・建具表（改修前・改修後）

A-16

型　式

仕　様

型　式

談話棟１階便所

【 男子便所 】

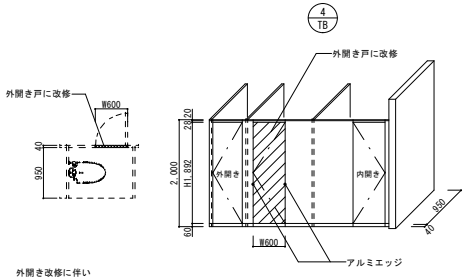

外開き改修に伴い
笠木戸当り、アルミエッジ共取替

【 女子便所 】

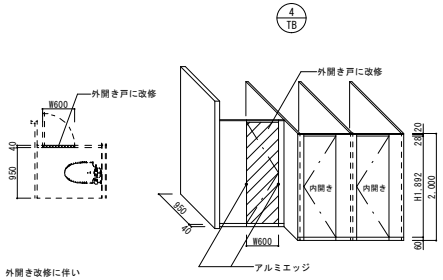

外開き改修に伴い
笠木戸当り、アルミエッジ共取替

宿泊Ｂ棟便所

【 １階便所 】

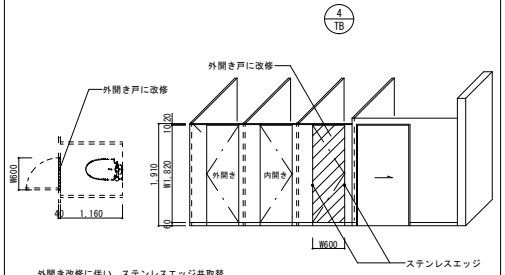

外開き改修に伴い、ステンレスエッジ共取替

【 ２階便所 】

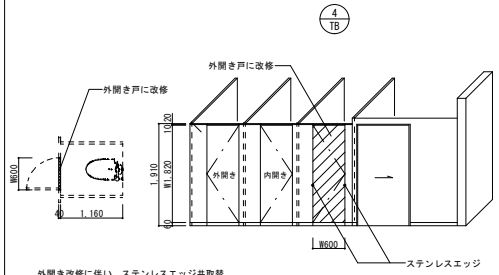

外開き改修に伴い、ステンレスエッジ共取替

特記事項 及 凡　例		設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務（建築・設備）	施設管理課長	施設管理課	事務所名 株式会社フタバ設計 管理建築士　坂本　哲也 一級建築士登録　第108765号	工事名 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 ライフライン改修工事	A1：1/50 A3：1/100
			独立行政法人 国立青少年教育振興機構			図面名 トイレブース詳細図（改修後）	A-17

食堂棟　非常用発電機室廻り展開図（改修前現況・撤去）

非常用発電機室

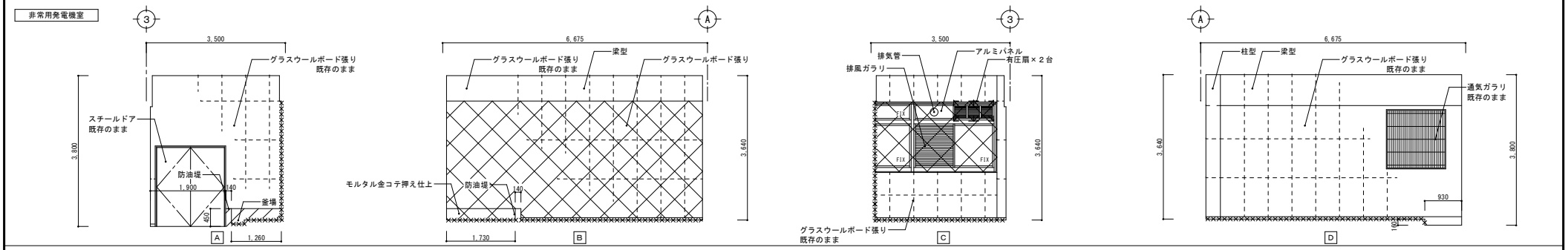

控室・前室

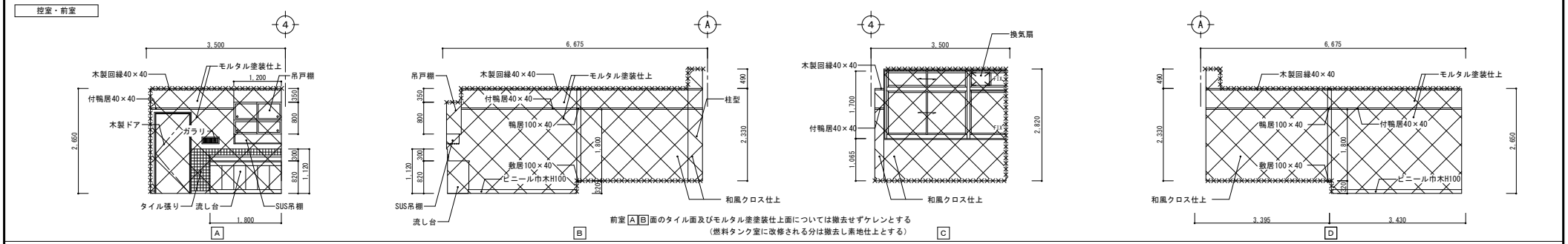

食堂棟　非常用発電機室廻り展開図（改修後）

非常用発電機室

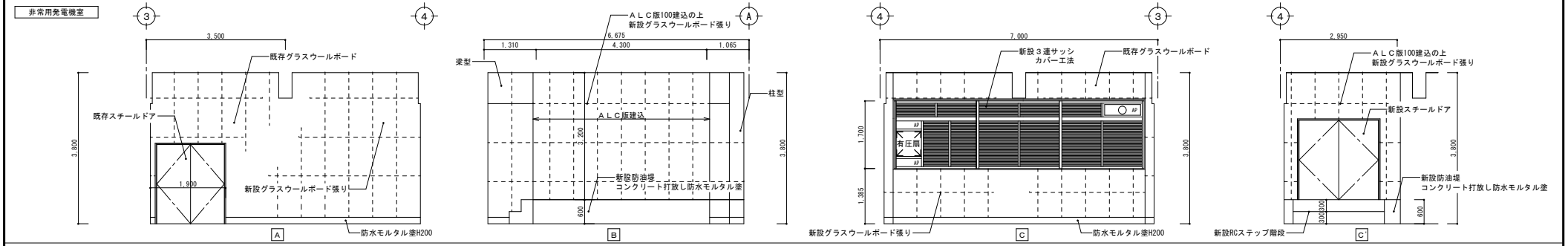

燃料タンク室

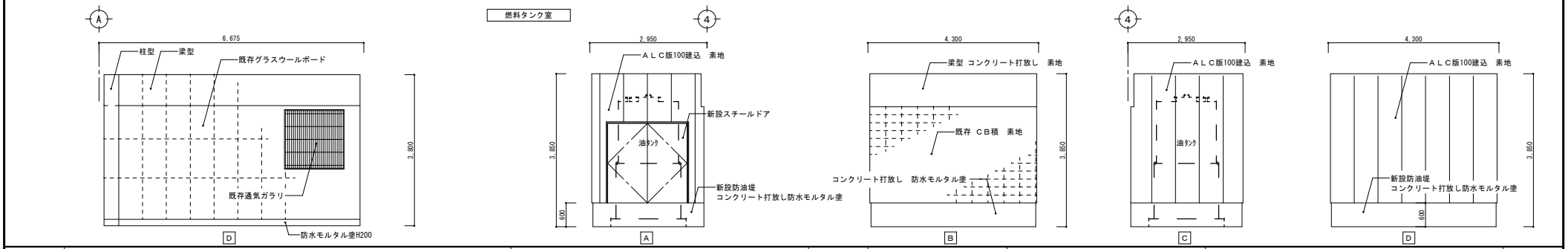

特記事項及凡例	▨ 撤去部分を示す	設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務（建築・設備）	施設管理課長 / 施設管理課 独立行政法人 国立青少年教育振興機構	事務所名 株式会社フタバ設計 管理建築士 坂本 哲也 一級建築士登録 第108765号	工事名 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 ライフライン改修工事 A1：1/50 A3：1/100
					図面名 食堂棟　非常用発電機室廻り展開図（改修前・改修後） A-18

食堂棟　非常用発電機室ALCパネル取付及び防油提詳細図　S＝1/5

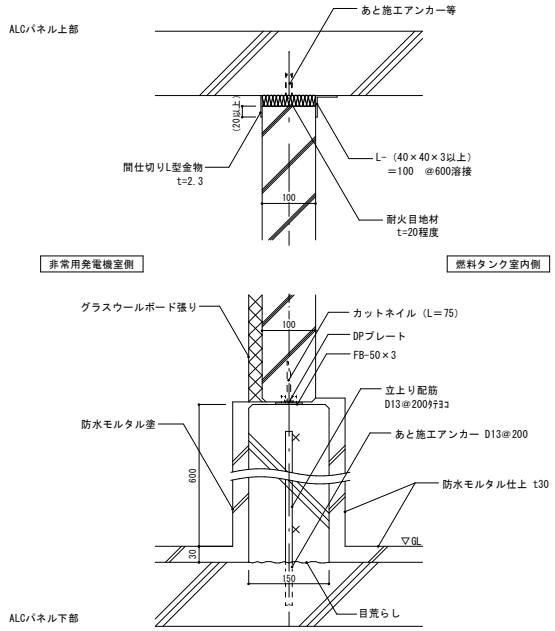

食堂棟　非常用発電機室基礎詳細図　S＝1/15

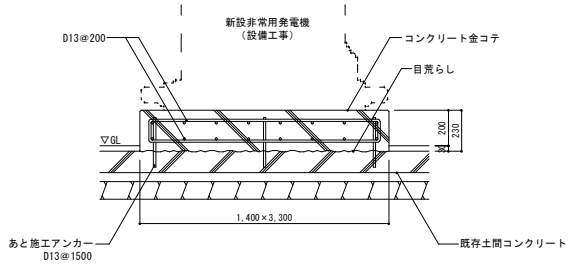

※基礎コンクリート強度：21N－S15
コンクリート基礎角部は面取りとする。
鉄筋：SD295A D13

本館棟　便所便器更新スラブ改修　S＝1/20

改修前現況・撤去

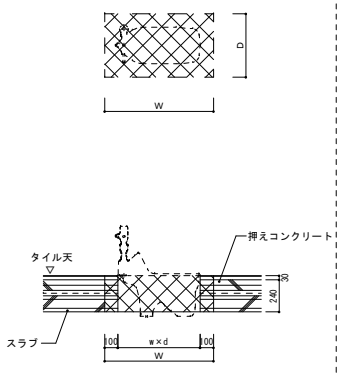

：床仕上下地 撤去
コンクリート斫り
鉄筋 既存のまま

改修後

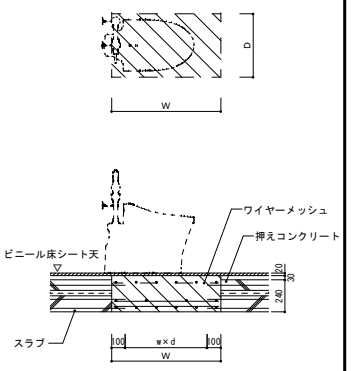

：床仕上下地・コンクリート・鉄筋 新設
鉄筋フレア溶接
上筋　D10@300ﾋﾟﾁﾖｺ
下筋　D10@150ﾋﾟﾁﾖｺ
コンクリート打設　Fc21

※フレア溶接は片側10d以上、両側の場合は5d以上とする。
又、溶接サイズは0.7d以上とする。

食堂棟　燃料タンク室油溜詳細図　S＝1/10

改修前現況・撤去

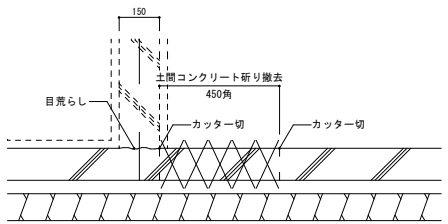

改修後

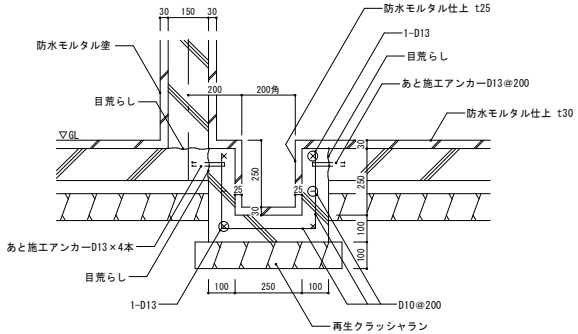

食堂棟　燃料タンク室タンク基礎詳細図　S＝1/15

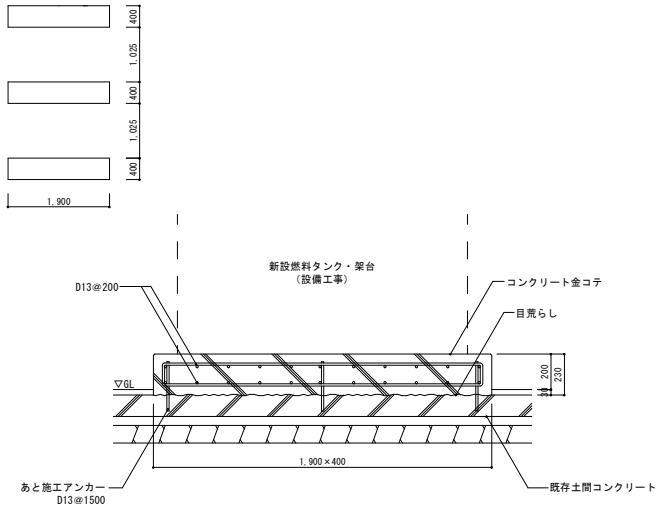

※基礎コンクリート強度：21N－S15
コンクリート基礎角部は面取りとする。
鉄筋：SD295A D13

浴室棟　ボイラー基礎詳細図（打増）　S＝1/15

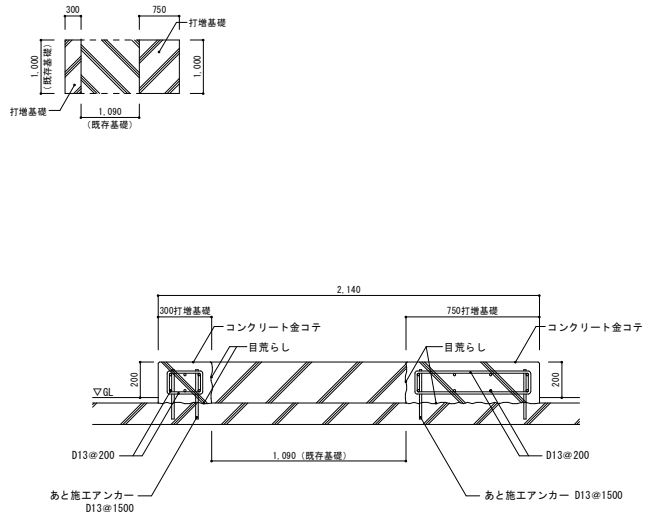

※基礎コンクリート強度：21N－S15
コンクリート基礎角部は面取りとする。
鉄筋：SD295A D13

特記事項及凡例	あと施工アンカー（異形鉄筋40dアンカータイプ）	設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務（建築・設備）	施設管理課長 / 施設管理課 / 独立行政法人 国立青少年教育振興機構	事務所名 株式会社フタバ設計 管理建築士 坂本 哲也 一級建築士登録 第108765号	工事名 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 ライフライン改修工事	A1：1/5，10，15，20 A3：1/10，20，30，40
					図面名 部分詳細図	A-19

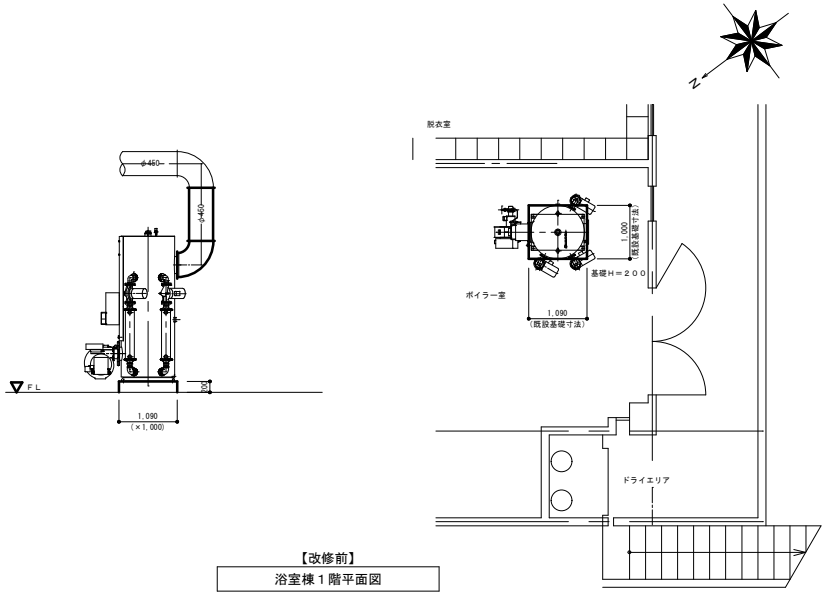

【改修前】
浴室棟１階平面図

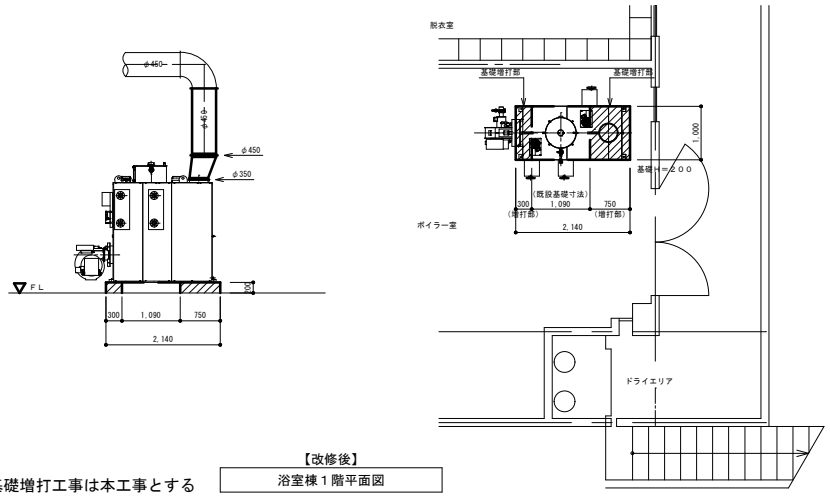

【改修後】
浴室棟１階平面図

注記１）　ｺﾝｸﾘｰﾄ基礎増打工事は本工事とする

：本工事範囲

特記事項及凡例		設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務（建築・設備）	施設管理課長	施設管理課	事務所名 株式会社フタバ設計 管理建築士 坂本 哲也 一級建築士登録 第108765号	工事名 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 ライフライン改修工事	A1：NON A3：NON
			独立行政法人 国立青少年教育振興機構			図面名 浴室棟　ボイラー廻り平面詳細図（改修前・改修後）	A-20